

租税特別措置等に係る政策評価

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成26年度税制改正要望にあたって40の租税特別措置等について事前評価を実施するとともに、平成25年度事後評価実施計画に定める23の租税特別措置等について事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	1
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	9
(総合政策局)		
3	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	17
4	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設	21
(国土政策局)		
5	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	25
6	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	28
7	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長	31
(土地・建設産業局)		
8	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長	35
9	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	38
10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	44
(都市局)		
11	都市機能誘導区域(仮称)外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設	47
12	誘導地区施設(仮称)の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	51
13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設	59
14	都市機能整備管理法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	68

15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	71
16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	76
17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	79
18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設	82
	(水管理・国土保全局)	
19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	86
	(道路局)	
20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長	89
	(住宅局)	
21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度(延長)	92
22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	95
23	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	98
24	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	103
25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	106
26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長)	110
	(鉄道局)	
27	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	113
28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	117
29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	120
	(自動車局)	
30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長及び拡充	123
	(海事局)	

31	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	128
32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	134
33	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	138
	(港湾局)	
34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設	142
35	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の創設	147
	(航空局)	
36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金(国庫補助金とみなす)の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	150
37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	155
38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	159
39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	163
	(観光庁)	
40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	169

事後評価

	(国土政策局)	
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	174
	(土地・建設産業局)	
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	177
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	181
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	185
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	189

6	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	197
	(都市局)	
7	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	201
8	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	220
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	226
10	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	245
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	253
	(道路局)	
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	276
13	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	278
	(住宅局)	
14	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	280
15	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	285
16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	291
	(鉄道局)	
17	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	294
	(航空局)	
18	中部国際空港整備準備金	296
19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	299
20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	301
21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	303
22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	306

(北海道局)

23 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

308

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	要望の内容	
3	担当部局	
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
		《政策目的の根拠》
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け		
	③ 達成目標 及び測定 指標	
	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	
8	有効性 等	① 適用数等

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	租税特別措置等の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(法人税)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

		<p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>―― 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） <上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業> 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p><増加型（上乗せ措置の内数）> 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p>

<高水準型(上乗せ措置の内数)>

平成23年度 127/事業年度(83/事業年度)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

○将来推計(平成26年度)

- ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度
- ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度
- ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度
- ・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度
(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34

その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額

○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>

平成21年度 133億円(6億円)

平成22年度 224億円(10億円)

平成23年度 232億円(12億円)

(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>

平成23年度 116億円(11億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<高水準型(上乗せ措置の内数)>

平成23年度 116億円(1億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

平成26年度 ▲544億円

(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

*民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが

生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究開発投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）

2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乘せ措置の控除率の引上げ、増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乘せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

<<税収減を是認するような効果の有無>>

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。

○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ

増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設

増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。

また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。

○高水準型上乘せ措置の延長

高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。

		<p>○中小企業の控除率の引上げ</p> <p>研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 ① 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ② 研究開発投資押上げ額 1,243億円 ③ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ④ 単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>

10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充(法人住民税)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで)</p> <p>② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで)</p> <p>④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p>

6	適用又は延長期間	<p>○増加型上乘せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで)</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長(平成27年度末まで)</p> <p>○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																
8 有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <p style="text-align: center;">主な業種の本租特利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
	平成23年度																	
機械製造業	11.2%																	
化学工業	16.5%																	
輸送用機械器具製造業	5.7%																	
食料品製造業	10.1%																	
電気機械器具製造業	8.4%																	
卸売業	19.0%																	
サービス業	14.9%																	

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額

減収額実績

平成19年度 29億円
平成20年度 43億円
平成21年度 23億円
平成22年度 30億円
平成23年度 40億円

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額

減収額実績（うち、税法上の中小企業分）

平成19年度 6,269億円(167億円)
平成20年度 2,881億円(246億円)
平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)
平成23年度 3,395億円(234億円)

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成20年度 2.4億円
平成21年度 1.0億円
平成22年度 1.7億円
平成23年度 2.1億円

(参考) 国税のうち、増加型・高水準型における減収額

減収額実績（うち、税法上の中小企業分）

平成20年度 178億円(14億円)
平成21年度 133億円(6億円)
平成22年度 224億円(10億円)
平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

○国税及び地方税における中小企業利用実績

平成19年度 5,747事業年度
 平成20年度 4,657事業年度
 平成21年度 4,411事業年度
 平成22年度 5,313事業年度
 平成23年度 5,290件

○増加型利用実績

平成23年度 1,228件

○高水準型利用実績

平成23年度 83件

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○平成26年度減収見込額

▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】

(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額

- ・増加型上乘せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円)
- ・増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円)
- ・高水準型上乘せ措置の延長 ▲-1億円(▲-1億円)
- ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位：%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒している。

○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)

2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制の拡充競争が激化する中、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引上げ、総額型及び上乗せ措置の繰越期間の5年への拡充を実施することで、業績にかかわらずあらゆる企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ 増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長 高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>そのような中、研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (固定資産税)
2	要望の内容	<p>(新設)</p> <p>・特例措置の対象</p> <p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、平成 26 年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、固定資産税のかかるもの。</p> <p>(ただし、定格出力帯毎の規制開始日前の取得分に限る。</p> <p>定格出力 130kW 以上 560kW 未満のものは規制開始日から 1 年後までの取得分に限る。)</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>固定資産税の課税標準を最初の3年間1/2とする。</p>
3	担当部局	総合政策局公共事業企画調整課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」施行時の特例措置)</p> <p>「排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設」</p> <p>(平成 18 年度創設(法律施行時)→平成 20 年度廃止(早出し期間終了))</p> <p>一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成 18 年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が施行された。排出ガス量削減効果の発現にあたっては、基準適合車の早期市場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換えが円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯決議対応も考慮し、平成 18 年度税制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力 130kW 以上 560kW 未満にあつては、法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の 1 年後までとした。平成 20 年 10 月 1 日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成 20 年度に特例措置を一旦廃止とした。</p> <p>(平成 23 年度創設→平成 25 年度廃止(早出し期間終了))</p> <p>平成 23 年度から規制が強化されることに伴い、平成 23 年度税制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間3/5に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力 130kW 以上 560kW 未満にあつては、改正法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の 1 年後までとした。平成 25 年 10 月 1 日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成 25 年度に特例措</p>

		置を一旦廃止とした。
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年9月30日までの取得分について適用。(ただし、定格出力帯毎に適用期限日が異なる。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。 ----- 《政策目的の根拠》 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標:地球環境の保全 施策目標:地球温暖化防止等の環境の保全を行うものに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1)新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進 (2)新基準適合車への更新需要誘発 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (1)測定指標:新基準適合車の型式届出状況 (2)測定指標:新基準適合車型式の出荷状況 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (1)自動車類に占める特定特殊自動車の排出ガス寄与率はNOx約25%、PM約12%(平成12年推計)と高い。 (2)NOx・PM地域である3大都市圏を含む関東、中部、近畿地方に主要建設機械の約49%が集中。 →排出ガス規制強化による基準適合車の早期普及が、大気汚染物質のバックグラウンド値低下による大気環境基準の達成・維持にとって重要な要素となっている。 (参考)新規導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値(中環審9次答申) PM:1.0万t/年(H17)→0.4万t/年(H32) NOx:25万t/年(H17)→9.4万t/年(H32)
8	有効性等	① 適用数等 対象件数 4,848件 H26:751台 H27:2,344台 H28:1,753台 【推計モデル】 推定保有台数をベースに、定格出力帯毎の規制開始日や平成23年規制強化時の届出状況を勘案して新旧規制対応車台数を案分し、適用見込み台数モデルを推計
		② 減収額 減収総計 481百万円(平成27年～平成31年) H27:38百万円 H28:153百万円 H29:163百万円 H30:99百万円 H31:28百万円 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢販売価格に新規規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率1.4%)

		<p>③税制優遇措置:最初の3年間課税標準を1/2とする(1/2軽減)</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年～平成23年) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、NOx9割削減となる新基準車の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況(H20→H23) 二酸化窒素(NO2):一般局100%→100%、自排局95.5%→99.5% (NOx・PM法対策地域:一般局100%→100%、自排局92%→99.1%) 浮遊粒子状物質(SPM):一般局99.6%→69.2%、自排局99.3%→72.9% (NOx・PM法対策地域:一般局99.8%→72.7%、自排局99.5%→75.6%) 光化学オキシダント(Ox):一般局0.1%→0.5%、自排局0%→0% 光化学オキシダント注意報等発令都道府県数(25→18都府県)、発令延日数144日→82日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年10月～平成22年3月) 新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)基準適合型式車の型式届出数 ・継続生産車の経過措置期間内に型式届出された大型特殊自動車492型式。そのうち、経過措置期間前に型式届出されたもの227型式(46%)。 D5レンジの延長措置期間分を含めると285型式(58%)。 (なお、H21年度末までの型式届出数853型式、うち大型特殊712型式) (2)基準適合車普及台数 主要建設機械推定保有数85万台のうち普及台数85千台 (H21建設機械動向調査)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年9月) (1)新基準適合型式届出ペース後退による新基準適合車普及展開の遅れ。 特例措置がない場合、早出し特例効果がないため、規制適用日直前の10月あるいは経過措置期間中に新基準適合車を市場投入することを選択するメーカーが増え、全体的に6ヶ月以上市場投入が遅れると推定。 (2)規制対象となる特定特殊自動車約105万台(H21推計)のうち、5千台が更新しなかったとすると、更新率約0.5%減。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年9月) 一般自動車類の排出ガス規制の強化進捗に伴い、特殊自動車類の排出ガス寄与率は今後も高まる傾向にあり、確実に大気環境改善を図るためには、特定特殊自動車の排出ガス規制の強化を円滑に進め、新基準適合車の普及促進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要となる。規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種 of 早期開発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高めるためには、高額商品である特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて有効である。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民の健康に係わる大気汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の大気環境の改善に資する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(1) 中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(機械購入支援) 実績)H20~H24 減税見込額計 85 億円</p> <p>(2) 環境エネルギー対策貸付制度(オフロード法基準適合車購入支援) ((株)日本政策金融公庫による低利融資) 実績)H20~H24 融資実績</p> <p>① 中小企業:153 億円(480 件)</p> <p>② 国民生活事業:73 億円(842 件)</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>(1)の当該税制は、特定特殊自動車に限らず、中小企業が機械購入する際の投資への優遇措置であり、広く更新需要喚起を下支えするものである。</p> <p>(2)の当該融資施策は、期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に対する資金調達を容易にし、更新需要喚起を下支えするものである。</p> <p>(1)(2)とも、特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが、時限的な措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し、新基準車への早期更新需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国際商品である特定特殊自動車については、国による国内統一基準での排出ガス規制が適当であり、その規制強化に当たっては、新基準適合車への更新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で、新基準適合車の早期普及は、当該車両が使用される地域の大気環境の改善に特に資するため、地方税・地方公共団体の協力による支援が適当である。
10	有識者の見解		<p>(法制定時衆参国会附帯決議平成 17 年5月)</p> <p>「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」</p> <p>(中央環境審議会(第9次答申)平成 20 年1月)</p> <p>「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については、平成 15 年 10 月から公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され、平成 18 年 10 月から車種により排出ガスの規制の強化、公道を走行しない特殊自動車に対する規制が導入されたところであるが、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車の PM、NOxの寄与割合が増加すること、また、今後、ディーゼル特殊自動車についても PM、NOx後処理装置の導入が可能になることが考えられることから、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要である。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	(新設) 研究開発法人への法人からの寄附金について、当該法人の所得の計算上、全額損金を可能とする措置を講じるとともに、個人からの寄附金について、寄附金額の40/100を当該個人の所得から控除できる措置を講じる。 ※「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)第2条第8項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【経済財政運営及び改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)】 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 「日本再興戦略」の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ③科学技術イノベーションの促進等 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。</p> <p>【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)】 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化 成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究</p>

		<p>開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。 ○具体的な改善事項への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。 <p>【科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）】 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （2）大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化 ②主な施策 ・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化（ミッションの達成）を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置付けること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置（外国人任命も可能）、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度の運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進するに包含 ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 研究開発法人の自己収入（寄附金収入）の増大をさせ、研究開発に必要な資金収入の拡充を図ることにより、当該法人における研究開発の充実、機能の強化を実現する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 研究開発法人の寄附金収入額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発法人の研究開発機能の強化により、生産性を生む科学技術イノベーションの推進が可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税：平年度 234 地方税：平年度 52 (単位：百万円)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な賃金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 法人・個人からの寄附金の増大が見込まれず、また、仮にこれまで通りの独立行政法人制度運営となれば、外部資金を積極的に活用するインセンティブが働かないことから、研究開発法人の機能強化が図れず、科学技術イノベーションの推進が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 研究開発法人の機能強化のためには、研究開発資金の充実を図る必要があり、その資金の一部となる自己収入の増大を図るために、法人・個人からの寄附金に係る税制措置を設けることは、研究開発法人に対する国からの支出の代替効果があることから、税収減が是認されると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながることから、政府方針にも鑑み妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金</p>

			として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)
		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	研究開発法人が機能強化されることに伴い、当該法人において外部からの研究者の登用も促進されることが期待されるため、当該法人を拠点とした人材の集中により地方公共団体の活性化にもつながる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (法人税・所得税)
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】(法人税・所得税) 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度(取得価額500万円超、機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%)の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上)
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実

			<p>に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 26 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成 26 年度末 114 千人以上 (平成 24 年度末現在 117 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>7件(聞き取り調査をもとにした平成 25、26 年度の各年度適用見込み件数) ※平成 24 年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		② 減収額	<p>国税 18 百万円 ※県から聞き取った平成 25 年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率 ※H25 設備投資の 2 年目割増償却分と H26 設備投資の 1 年目割増償却分を合算した値 ※平成 24 年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H25~26 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔離された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長 (法人税・所得税・印紙税・登録免許税・法人住民税・法人事業税)
2	要望の内容	独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する所得税・法人税・登録免許税・印紙税・法人住民税・法人事業税に係る非課税措置を5年延長する。 所得税 : 所得税法第11条第1項 法人税 : 法人税法第4条第2項 登録免許税 : 登録免許税法第4条第1項、第2項 印紙税 : 印紙税法第5条第1項第2号 法人住民税 : 地方税法第276条第1項第1号 法人事業税 : 地方税法第72条の4第1項第2号
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和30年度 創設 昭和33年度、昭和39年度、昭和44年度、昭和49年度、 昭和54年度 昭和59年度 平成元年度 平成6年度 平成11年度 平成16年度 平成21年度 } 適用期限の5年延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第11条 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給することにより、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る に包含

		の位置付け																													
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成30年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上 (平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>H25 適用見込み(H21～H23の3箇年の平均値): 国 税: 所得税 1件、法人税 0件、印紙税 134件、登録免許税 22件、 地方税: 法人住民税 1件、法人事業税 1件 ※法人税及び法人事業税 0件は、繰越欠損金による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>法人税</th> <th>印紙税</th> <th>登録 免許税</th> <th>法人 住民税</th> <th>法人 事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>118 件</td> <td>21 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>148 件</td> <td>26 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>135 件</td> <td>20 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奄美基金調べ)</p>		所得税	法人税	印紙税	登録 免許税	法人 住民税	法人 事業税	H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件	H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件	H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件
	所得税	法人税	印紙税	登録 免許税	法人 住民税	法人 事業税																									
H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件																									
H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件																									
H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件																									
		② 減収額	<p>H25 年度: 国税 9 百万円、地方税 1 百万円(見込額) (実績額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奄美基金調べ)</p>		国税	地方税	H22 年度	9 百万円	1 百万円	H23 年度	9 百万円	1 百万円	H24 年度	9 百万円	1 百万円																
	国税	地方税																													
H22 年度	9 百万円	1 百万円																													
H23 年度	9 百万円	1 百万円																													
H24 年度	9 百万円	1 百万円																													
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21～30 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21～30 年度) 鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上まわる結果となった。しかし、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成25年4月1日現在の奄美群島の総人口は対前年度比△1,174人であった。今回要望の目標値である平成30年度末総人口112千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き</p>																												

			<p>続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~30年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~30年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、独立行政法人奄美群島振興開発基金の高い公共性等に鑑み非課税と措置されているものであり、次期通常国会に提出予定の奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長等の法改正によっても何ら本法人の性質の変更が生じるものではないため、本要望は適正である。</p> <p>平成25年度に従来の奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度が改組され、割増償却制度に変更となったが、当該制度は、民間事業者を対象に事業により取得した建物等の課税軽減により各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けられたものであり、(独)奄美群島振興開発基金の公益性を鑑みた非課税措置とは異なるものである。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は、奨励することを目的とした法人であり、奄美群島の振興開発上、鹿児島県及び奄美群島内の市町村にとっても奄美群島の振興開発、定住促進を図る上で、必要不可欠な組織であり、それに対する支援は適切である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長 (法人税、所得税)
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80%
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p>

		<p>租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』</p>																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>																		
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっており、国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっている。本特例措置により条件の不利な過疎地域に企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。</p>																		
8 有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用件数(H19~H23)】</p> <table border="0"> <tr><td>平成19年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成25年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成26年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成27年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> </table>	平成19年度	1件	平成20年度	0件	平成21年度	0件	平成22年度	1件	平成23年度	0件	平成24年度	0件	平成25年度(見込み)	1件	平成26年度(見込み)	1件	平成27年度(見込み)	1件
平成19年度	1件																			
平成20年度	0件																			
平成21年度	0件																			
平成22年度	1件																			
平成23年度	0件																			
平成24年度	0件																			
平成25年度(見込み)	1件																			
平成26年度(見込み)	1件																			
平成27年度(見込み)	1件																			

		② 減収額	<p>平成22年度 4百万円</p> <p>平成23年度 0百万円</p> <p>平成24年度 0百万円</p> <p>平成25年度(見込み) 17百万円</p> <p>平成26年度(見込み) 17百万円</p> <p>平成27年度(見込み) 17百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24)</p> <p>本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、平成22年度1件であり、過疎地域における就業機会の拡大につながっているものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H24)</p> <p>直接的な目標の効果として、「雇用増加人数」の実績は、平成22年度から平成24年度までで9人となっており、過疎地域における雇用の増大を図ることに寄与している。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H20~H24)</p> <p>過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長(法人税、法人住民税)	
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率(長期所有(5年超)5/100、短期所有(5年以下)10/100)が課される重課制度の停止期限(平成25年12月31日まで)を5年間延長する。	
3	担当部局	土地・建設産業局企画課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 課税停止 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成21年度 延長	
6	適用又は延長期間	5年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進 《政策目的の根拠》 「新総合土地政策推進要綱(平成9年2月10日閣議決定)」において、「土地の有効利用を実現するためには、土地取引に係る規制の緩和、情報の公開、新たな手法の開発等の一層の推進を図り、土地を有効利用しようとする者への土地の移転をしやすくすることにより、土地取引の活性化を図ることが、重要である」として、地価抑制を基調としていたそれまでの土地政策から、土地の有効利用による適正な土地利用の推進に転換しているところであり、また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「澱んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と掲げられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 他の資産との間のバランスのとれた税体系の構築を通じて、土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・低・未利用地の面積(平成20年度:12.1万ha→平成30年度:12.1万ha) ・土地取引件数(平成24年:120万件→平成30年:142.5万件)
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外する。	

8	有効性等	① 適用数等	<p><参考:土地の売買による所有権の移転件数></p> <p>平成20年 129万件 平成21年 118万件 平成22年 115万件 平成23年 114万件 平成24年 120万件</p>
		② 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成20年度 42,399(百万円) 平成21年度 37,974(百万円) 平成22年度 35,850(百万円) 平成23年度 34,093(百万円) 平成24年度 35,603(百万円)</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成20年度 7,335(百万円) 平成21年度 6,570(百万円) 平成22年度 6,202(百万円) 平成23年度 5,898(百万円) 平成24年度 6,159(百万円)</p> <p>重課が停止される直前の平成9年の税収額(国税庁「会社標本調査」)を基に、土地取引件数の推移(法務省「登記統計」)及び地価下落(国土交通省「地価公示」)を考慮して推計。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>重課が措置されていない現在、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税されることがないため、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>地価については、三大都市圏では、平成21年以降下落傾向が続き、地方圏では長期的に下落傾向が続いているところ、直近3年の地価公示においては、対前年度の下落幅が縮小するなど、下落傾向に歯止めが掛かっている。</p> <p>また、売買による土地取引件数は、平成20年秋のリーマンショック後に大幅に減少したものの、その後徐々に下げ止まりつつあり、課税停止措置以前の急激な下落が緩和された状態で推移している。</p> <p>このことから、重課制度の停止期限の延長は地価、土地取引に一定の効果を示していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>本特例が延長されなかった場合、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税され、他の資産と比して土地に係る税負担が重くなることから、土地取引の活性化・有効利用が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>上記のように、本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外できる。さらに、地価、土地取引の状況を見ると一定の効果を示していることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地と他の資産との間の税負担のバランスを取る措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置の停止により、各地域において企業等の保有する土地が市場に供給され、地域の土地取引の活性化・有効利用が促進され、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(法人税、法人住民税)
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(法人重課制度の適用除外)の適用期限(平成25年12月31日まで)を5年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課、地価調査課公共用地室 都市局都市安全課、まちづくり推進課、市街地整備課 道路局総務課 住宅局住宅総合整備課、総務課民間事業支援調整室、市街地建築課、市街地建築課マンション政策室 鉄道局総務課企画室 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成 2年度 拡充・延長 平成 3年度 拡充・延長 平成 8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【1～3号】 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施</p> <p>【4号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【5・6号】 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業等を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する</p> <p>【7号】 国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める</p> <p>【8号】 全国における民間投資を促進する全国都市再生の取組を推進し、生活環境の改善と地域活性化を図る</p> <p>【9号】 耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住</p>

	<p>環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る</p> <p>【10号】 都市再生・地域再生に資する土地の有効利用を促進する</p> <p>【11号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【12～15号】 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【1～3号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>【4号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【5・6号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>【7号・8号】 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）</p> <p>【9号】 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>【10号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
--	---

		<p>【11号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【12～15号】 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである</p> <p>【16号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【1～3号】 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>【4号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【5・6号】 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【7号・8号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【9号】 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【10号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【11号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【12号～15号】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【16号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【1～3号】 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること</p> <p>【4号】 都市機能更新率の向上</p> <p>【5・6号】</p>

		<p>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消</p> <p>【7号・8号】 都市機能更新率の向上</p> <p>【9号】 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る</p> <p>【10号】 都市機能更新率の向上</p> <p>【11号】 都市機能更新率の向上</p> <p>【12号～15号】 ・最低居住面積水準未満率4.3%(平成20年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】 都市再生誘発量の向上</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【1～3号】 用地あい路率※の縮減 2.63%(平成 26 年度～平成 30 年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。</p> <p>【4号】 都市機能更新率※ 平成 30 年度 45% ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合。</p> <p>【5・6号】 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 約 6,000ha(平成 22 年度)を平成 32 年度までにおおむね解消 ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。</p> <p>【7号・8号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【9号】 ・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平成 20 年度)→95%(平成 32 年度)※ ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平成 20 年度)→28%(平成 32 年度)※ ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。</p> <p>【10号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【11号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【12～15号】 ・最低居住面積水準未満率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未満の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未満世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25 m²(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期</p>
--	--	--

			<p>間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。)</p> <p>(2)2人以上の世帯 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$</p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p> <p>全国 : 40% (平成20年) → 50% (平成27年) ※※</p> <p>大都市圏 : 35% (平成20年) → 50% (平成32年) ※※</p> <p>※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)</p> <p>① A : 子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B : 子育て世帯総数</p> <p>② A : 大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B : 大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55 m^2 (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 25 \text{ m}^2$</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40 m^2 (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 15 \text{ m}^2$</p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>【16号】</p> <p>都市再生誘発量※ 平成30年度 概ね16,800ha</p> <p>※我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法人の土地譲渡益にかかる法人税重課制度によって、企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブが働き、事業の円滑な実施が阻害されることを除外する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)
		減収額	0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年~平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブは働いていない。

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成30年)</p> <p>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人税重課が課税された場合には、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害されることから、法人税重課制度が存続している間は本特例措置の存置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年～平成30年)</p> <p>課税停止されている土地譲渡益にかかる法人税重課制度が復活した場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成30年)</p> <p>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない。(平成10年以降課税停止中)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」</p> <p>※ 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進等が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る導管性要件等の見直し (法人税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。また、投資法人同士の合併により「正ののれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正ののれん償却額に係る法人税等相当額を控除する(拡充)。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) (抜粋) 「企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が産まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要」 「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」</p> <p>日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等」</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

		<p>資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号) (第1条)この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人による合併実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、投資法人等における税務上の安定性を強化や、投資法人間において合併が行うことができる環境等を整備することが不可欠である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。</p>
	② 減収額	-
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月) リーマン・ショック等を乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月) 投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>投資法人等における税務上の不安定さが残り、また、投資法人間における合併が制約されることになる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。投資法人等の課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の安定性等の問題であるため、補助金で対応することは適当でなく、税による手当てを行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（法人税）
2	要望の内容	都市機能誘導区域（仮称）外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の制度を創設する。
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等 平成 26 年度から平成 28 年度においては、各年度 20 件程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照

		②: 減収額	毎年度▲102百万円（見込み） ※詳細は別紙参照
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成26年度から平成28年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成23年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例が措置されない場合、都市機能誘導区域外に資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合の税制上のインセンティブが与えられないことから、都市機能誘導区域内への都市機能集積の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例措置を講じることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地を図ることが可能となる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。なお、本措置は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少ない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（法人税）

減収見込額 102百万円

買換え特例（事業用資産）

（算出根拠）

特例適用見込件数：20件／年

1件あたりの減収見込額：5.1百万円

1年あたりの減収見込額：5.1百万円×20件＝102百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成24年の土地取引数は、約120万件（平成25年土地白書）

・これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて

個人：120万件×69.2%＝83万件

法人：120万件×21.2%＝25万件

・個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合（個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入）は、

個人：8.3%、法人：30.6%

個人：83万件×8.3%＝6.9万件

法人：25万件×30.6%＝7.7万件

・土地取引について、宅地を購入する割合は、

個人：66.8%、法人：58.6%

個人：6.9万件×66.8%＝4.6万件

法人：7.7万件×58.6%＝4.5万件

・取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、

個人：4.6万件×72.9%＝3.4万件

法人：4.5万件×72.9%＝3.3万件

・さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.5%。また、法人が土地を売却する場合に、棚卸資産の処分及び借入金返済への充当以外を目的とする割合は15.8%であるから、買換え特例を適用される可能性があるのは、

個人：3.4万件×3.5%＝1,190件

法人：3.3万件×15.8%＝5,214件

・うち、300㎡以下の土地取引は、全ての土地取引のうち78.6%であることか

ら、対象となる土地取引は、

個人：1, 190件×78.6% = 935件

法人：5, 214件×78.6% = 4,098件

- ・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とすると、

個人：935件×10%×5% = 約 5件

法人：4,098件×10%×5% = 約 20件

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成23年取引分」

面積規模別土地取引件数集計、市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

- ・平成23年の土地取引における個人と法人の売却額は、
個人 14兆円、法人 12兆円 (平成25年土地白書より)
- ・両者の売却件数は、
個人 120万件×59.5% = 71万件
法人 120万件×38.0% = 46万件
と推定される。
- ・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、
個人 20百万円
法人 26百万円
と推定される。
- ・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%と仮定すると、課税譲渡所得金額は、
 $26百万円 \times (1 - 0.05) = 25百万円$ となる。
- ・課税の繰延率は80%、法人税率を25.5%とすると、法人1件あたりの減収見込みは、

25百万円×0.8×0.255 = 5.1百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設 （法人税、法人住民税）
2	要望の内容	<p>新たな法制度に基づき誘導地区施設（仮称）の整備事業を行う事業者に対して土地等を譲渡した場合について、下記の措置を創設する。</p> <p>①事業のために土地等を譲渡し、事業により建築された建築物等を取得する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え特例（居住用財産） 所得税 100% <p>②事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率（居住用財産） 6,000万円以下 10% 6,000万円超 15% <p>③事業のために長期保有（所有期間5年間超）の土地等を譲渡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の軽減税率 2,000万円以下 10% 2,000万円超 15% ・法人税5%重課の適用除外
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	①及び② 恒久措置（ただし、所得税のみ） ③ 5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とする</p>

			<p>ことを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域（仮称）内に資産を有する者が、誘導地区施設を整備する事業を行おうとする民間事業者に土地等を譲渡する場合に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで都市再興の実現をするための手段となり、都市機能集積率の上昇に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 26 年度から平成 30 年度においては、各年度 9 地区程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照</p>
		② 減収額	<p>（法人税）毎年度▲13 百万円（見込） （法人住民税）毎年度▲2.2 百万円（見込）※詳細は別紙参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成 26 年度から平成 28 年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成 23 年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 平成 19 年度に 4.02%であった都市機能集積率が、平成 23 年度には 4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、都市機能の計画的な配置等に資する事業用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>誘導地区施設のために土地等を譲渡する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は誘導地区施設のために土地等を譲渡する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>誘導地区施設を整備する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。 一方で本特例措置は、誘導地区施設を整備する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進</p>

			に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（所得税・法人税）

減収見込額 64百万円

③事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。

このうち、①の買換特例又は②特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区

③の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（所得税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、
 $11人 \times 4/5 = 8.8人$

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※4

この場合、2,000万円以下であるため、一律10%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（15%）－軽減税率（10%））により、

$1,290万円 \times 8.8件 \times 9地区 \times (0.15 - 0.10) \doteq \underline{5,100万円} \cdots A$

(法人税)

1 地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、
 $11人 \times 1/5 = 2.2人$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※

※ H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、

$1,290万円 \times 2.2件 \times 9地区 \times 0.05 \doteq \underline{1,300万円} \cdots B$

以上から、

所得税（A）＋法人税（B）＝ 6,400万円

が減収見込み額となる。

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（個人住民税、法人住民税）

減収見込額 13百万円

①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。

このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をし税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	事業完了地区 ※2	1地区あたり件数
H22年度	47件	21地区	2.2件
H23年度	44件	16地区	2.8件
H24年度	90件	16地区	5.6件
合計	181件	53地区	3.4件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

本特例措置が活用される事業規模に鑑みて補正をかけると、

$$3.4件 \times 1/7^{※3} = 0.5 件$$

より、1地区あたり0.5件の適用が見込まれる。

※3 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、個人施行事業の平均権利者数（11人）/全体の平均権利者数（73人） \div 1/7 を乗じた

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、
1,290万円※4

この場合、6,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

1,290万円 × 0.5件 × 9地区 × (0.05 - 0.04) \div 58万円…①

②事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。

このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、
本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、
11人 × 4/5 = 8.8人

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、
1,290万円※4

この場合、2,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

$$1,290\text{万円} \times 8.8\text{件} \times 9\text{地区} \times (0.05 - 0.04) \doteq \underline{1,020\text{万円}} \cdots A$$

(法人住民税)

1 地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、
本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、
 $11\text{人} \times 1/5 = 2.2\text{人}$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、
1,290万円※

この場合、2,000万円以下であるため、全額について重課適用除外が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、
 $1,290\text{万円} \times 2.2\text{件} \times 9\text{地区} \times 0.05 \doteq 1,300\text{万円}$

法人住民税の減収額の計算

法人税減収額×法人住民税率により、
 $1,300\text{万円} \times 17.3\% \doteq \underline{220\text{万円}} \cdots B$

以上から、

個人住民税（A）＋ 法人住民税（B） $\doteq \underline{1,240\text{万円}} \cdots \textcircled{2}$
となる。

$$\underline{\textcircled{1} + \textcircled{2} = 1,298\text{万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設 (法人税、法人住民税、法人事業税)	
2	要望の内容	既存のビルにおいて都市機能を導入しようとする際、必要な限度において、ビル内で移転を行わせる制度(希望により退出)を創設し、移転補償金について税制上の措置を講じる。具体的には、上記の制度を活用する際の移転・退出する借家人の移転補償金について、譲渡所得とみなし、1,500万円特別控除の特例措置を創設する。	
3	担当部局	都市局市街地整備課 まちづくり推進課、総務課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上(コンパクトシティの実現)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合を測定することを検討中。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域(仮称)として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設することとする。 この都市機能誘導区域内において、都市機能の立地誘導を推進するにあたり、地方都市の中心部等においては、空きビルが散在しており、東京等に比べ事業の採算性が劣る場合も多いことから、これらの既存の空きビルを活用していくことも必要である。 しかし、都市機能を導入しようとするビル内に既存テナントが一定程度存在し、まとまった床がない場合には、既存テナントの移転等が必要となり、円滑な都市機能の導入が図られなくなることが見込まれる。このため、建築物内での移転等が必要となる既存テナントについてその同

			<p>意なしに再配置を可能とする新たな制度（既存テナント再編計画）（仮称）の創設を検討している。</p> <p>この既存テナント再編計画については、地方公共団体が必要と認める都市機能についてのみ適用可能であること、また、借家人についてその同意なく移転を求められるものであることにかんがみて、借家人に係る移転補償金の税負担を軽減する税制上の特例措置を要望するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本措置の期間中、各年度4地区程度の適用件数があると想定する。</p> <p>※詳細は別紙参照</p>
		② 減収額	<p>（法人税）毎年度▲14百万円（見込）</p> <p>（法人住民税）毎年度▲2百万円（見込）</p> <p>（法人事業税）毎年度▲1百万円（見込） ※詳細は別紙参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）により、空きビルの有効活用が進み、都市機能誘導区域における都市機能の集積が図られる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）による移転補償金について権利者の負担が軽減され、事業の円滑な推進が図られることにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興が推進される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>誘導地区施設に導入される都市機能のために、既存テナントは移転を余儀なくされる。しかし、本特例が措置されなかった場合、この既存テナントに係る移転補償金についての負担が軽減されず、事業が円滑に推進されないことにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興に支障を来すことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>本特例措置を講じることで、同意なしに移転を求められる権利者の負担を軽減し、事業の円滑な推進に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>既存テナント再編計画は、地方公共団体が必要と認める都市機能の導入のために、借家人の同意なしに移転を求める事業であることから、権利者については、移転時等の税負担に直接的に軽減措置を講ずる必要があり、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>都市機能を誘導する区域で行われる都市機能の立地誘導のための事業に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で、本特例措置は、事業のため移転を求められた権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相	<p>当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人税）

減収見込額 14百万円

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

(移転補償金)

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率(25.5%)により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人住民税）

減収見込額 2百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

(移転補償金)

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率(25.5%)により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

法人住民税率：道府県民税：5%、市町村民税：12.3%とすると、

道府県民税分：14百万円/年 × 5% ≒ 0.7百万円/年

市町村民税分：14百万円/年 × 12.3% ≒ 1.70百万円/年

1年あたりの税額(合計)：0.7百万円/年 + 1.70百万円/年 ≒ 2.4百万円/年

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（事業税）

減収見込額 1百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H22～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

(移転補償金)

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率(25.5%)により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≐ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

補償対象となる法人が、外形及び外形外法人であると想定する。

法人事業税の減収額 = 14百万円 × 4.1% ≐ 0.57百万円 … A

地方法人特別税の減収額 = 0.57百万円 × 105% = 0.60百万円 … B

事業税の減収額は、

A + B ≐ 1.17百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能整備管理法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>【国税(所得税、法人税)、地方税(個人住民税、法人住民税、事業税)】</p> <p>(1)都市機能整備管理法人(仮称)に対して都市機能の整備等のために土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設する。</p> <p>(2)都市機能整備管理法人(仮称)に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用する。</p> <p>(3)都市機能整備管理法人(仮称)に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>上記(1)：租税特別措置法 § 34 条の 2、令 § 22 条の 8、規則 § 17 条の 2 租税特別措置法 § 65 条の 4、令 § 39 条の 5、規則 § 22 条の 5 租税特別措置法 § 68 条の 75、令 § 39 条の 103、規則 § 22 条の 67</p> <p>上記(2)：租税特別措置法 § 31 条の 2、令 § 20 条の 2、規則 § 13 条の 3</p> <p>上記(3)：租税特別措置法 § 62 条の 3、令 § 38 条の 4、規則 § 21 条の 19 租税特別措置法 § 68 条の 68、規則 § 22 条の 62</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	(1):恒久措置 (2)(3):5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上(コンパクトシティの実現)</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方公共団体が都市機能の集積に当たり、関係者のコーディネート、低未利用地等の先行取得や公益的な施設の整備などに積極的に取り組む主体として「都市機能整備管理法人(仮称)」を指定する制度を創設し、当該法人に対する土地等の譲渡に対する税制上の特例措置を設けることで、当該法人に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができ、都市機能集積率の増加に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用見込件数) 新たな制度により指定を受ける都市機能整備管理法人に土地を譲渡する法人は、毎年度2法人程度を見込んでいる。</p>
		② 減収額	<p>(減収見込額) 毎年度：法人税 4.8 百万円 法人住民税 0.8 百万円 法人事業税 1.4 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能集積率を向上させ、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度) これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大市街地に住民が点在して居住することになる。本租税特別措置が講じられない場合、都市機能の拡散に歯止めがかからず、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度)</p> <p>本特例措置の創設により、都市機能整備管理人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地保有者の中には、資産保有意識が強く、土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。</p> <p>税負担の軽減により土地保有者に土地譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる手段として本特例措置は適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>都市機能の計画的な配置に資する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で本特例措置は、都市機能の計画的な配置に資する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「都市機能整備管理人(仮称)」は地方公共団体が作成した都市機能の計画的な配置に関する計画に基づく各種取り組みを行う主体であり、当該法人の行う土地等の取得に対して本特例措置を講じることは、地方公共団体の作成した当該計画の円滑な推進を支援することに寄与することから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(法人税・所得税)
2	要望の内容	<p>次に掲げる特定の事業用資産の買換え及び交換の場合等の課税の特例措置を延長する</p> <p>【1号買換え特例:既成市街地等から特定の地域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延べ、所有期間10年超(譲渡資産) 既成市街地等の地域のうち、事務所若しくは事業所(店舗を除く)で使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等(買換え資産) 三大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市における市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置</p> <p>【4号買換え特例:工業団地造成事業敷地の外から内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 工業団地造成事業の敷地外の土地等、建物、建築物(買換え資産) 工業団地造成事業の敷地内の土地等、建物、建築物</p> <p>【5号買換え特例:都市開発区域外から当該区域の市街化区域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 都市開発区域の市街化区域外の地域内の、土地等、建物、建築物(買換え資産) 都市開発区域の市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置</p>
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和44年度 制度創設</p> <p>昭和50年度 適用期限を5年間延長</p> <p>昭和55年度 適用期限を5年間延長</p> <p>昭和60年度 適用期限を5年間延長</p> <p>平成2年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成3年度 適用期限を5年間延長(条件変更)</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 適用期限を5年間延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 適用期限を5年間延長(条件変更)</p> <p>平成18年度 適用期限を5年間延長</p> <p>平成23年度 適用期限を3年間延長(条件変更)</p>
6	適用又は延長期間	適用期間:3年間

7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において、産業及び人口の適正配置を推進することで成果をもたらした反面、市街地の拡大・スプロール化により、非効率な都市機能の分散化やインフラの維持更新コストの増大等の課題が生じている。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、「選択と集中」により、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百二十九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和四十一年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 <p>三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減することで、都市機能の移転の促進を図り、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>72 件 9,773 百万円</td> <td>88 件 11,720 百万円</td> <td>225 件 29,667 百万円</td> <td>156 件 20,367 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>15 件 6,900 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>53 件 23,667 百万円</td> <td>26 件 11,493 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>86 件 11,677 百万円</td> <td>98 件 13,053 百万円</td> <td>217 件 28,614 百万円</td> <td>157 件 20,494 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>19 件 644 百万円</td> <td>9 件 299 百万円</td> <td>12 件 396 百万円</td> <td>13 件 424 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>105 件 48,283 百万円</td> <td>143 件 64,508 百万円</td> <td>113 件 50,465 百万円</td> <td>128 件 56,592 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年適用件数については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による。なお、当該報告書から適用者数は適用件数と同数と想定する。また、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の適用件数及び適用額を見込んでいる。</p> <p>※上記のとおり、適用件数は僅少でなく、また、本措置は事業の用に供するための資産の買換を行う民間事業者全般に利用されているため、適用が特定の者に偏ることはない。</p>				区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円	4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円	4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円	5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円
		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																								
1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円																																										
4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円																																										
5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円																																										
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																										
1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円																																										
4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円																																										
5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円																																										
		② 減収額	<p>○所得税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>1,466</td> <td>1,758</td> <td>4,450</td> <td>3,055</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>1,035</td> <td>0</td> <td>3,550</td> <td>1,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>3,503</td> <td>3,916</td> <td>8,584</td> <td>5,226</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>193</td> <td>90</td> <td>119</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>14,485</td> <td>19,352</td> <td>15,140</td> <td>14,431</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年減収額については「租税特別措置</p>				区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055	4号特例	0	0	0	0	5号特例	1,035	0	3,550	1,724	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226	4号特例	193	90	119	108	5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																										
1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055																																										
4号特例	0	0	0	0																																										
5号特例	1,035	0	3,550	1,724																																										
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																										
1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226																																										
4号特例	193	90	119	108																																										
5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431																																										

			<p>の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。</p> <p>なお、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の減収額を見込んでいる。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度)</p> <p>三大都市圏の均衡のとれた持続可能な発展のため、本特例措置は民間事業者に対し、都市機能を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、都市圏構造の円滑な再編へ寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度)</p> <p>近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の平成 21 年 7 月から平成 24 年 2 月までの増減率を、それ以外の地域と比較すると、全国と同様に減少傾向にあるものの、その減少率は近郊整備地帯等及び都市開発区域の方が低い。また、近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の全国に占める割合は増加しており、相対的に当該地域への集積や、都市構造の再編が図られ、一定の政策効果があったと考えられる。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷軽減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への都市機能の移転が滞ることにより、円滑な集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に支障が生じる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~28 年度)</p> <p>資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、税収減を是正する効果がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。また、課税の繰延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（法人税）	
2	要望の内容	既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の適用期限（平成 26 年 3 月 31 日）を 3 年間延長する。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年新規、昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23 年度適用期限の延長 平成 10 年：対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成 23 年：認定再開発事業の廃止	
6	適用又は延長期間	3 年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている（第一条）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図り、都市再生の実現を目指す。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能更新率※を平成 28 年度に 43.0%とする。 ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる 2 号地区及び 2 項地区等の区域）における宅地面積のうち 4 階建て以上の建築物の宅地面積の割合。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより民間事業者等の早期の保留床取得が促され、もって市街地再開発事業が推進されることで都市再生の実現に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度：適用者 1 件・損金算入金額 136 百万円（※地方公共団体からのアンケート調査結果より抜粋）、平成 23 年度：適用者 8 件・損金算入金額 1,900 百万円（※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）、平成 24 年度：0 件、となっている。本措置の適用対象となる買換え資産は、事業の用に供されるものに限定されており、再開発事業における保留床のうちの一部であることから、適用数が想定外に僅少とはいえない。 平成 26 年度から平成 28 年度においては、過年度とおおむね同程度の

			市街地再開発事業の実施が見込まれているため、各年度1地区程度の適用件数があると想定する。なお、本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	過年度の減収額は、平成22年度：34百万円、平成23年度：484百万円、平成24年度：0百万円であった。 平成26年度から平成28年度においては、各年度あたり173百万円(実績平均値)程度を見込んでいる。 算定根拠：損金算入金額×法人税率(25.5%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 平成22年度に38.5%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成28年度に43.0%(暫定値)とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成28年度) 本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本措置の他に、従前権利者の権利保護に資する各種の税制や公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 22 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号) 第 19 条の 13 (都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに18地域とする。(現在1地域)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用見込件数)</p> <p>平成26年度:18件(うち個人1件、法人17件) 平成27年度:18件(うち個人1件、法人17件)</p> <p>現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成26年度及び平成27年度の見込件数を推計した。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性が大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取得又は整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府：平成26年度要求予定額 国費 1.0億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省：平成26年度要求予定額 国費 4.3億円】 <p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>なお、本租税特別措置は大規模な地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度「街区防災計画(仮称)に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設」として要望時に事前評価を実施

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>我が国の大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設として記載された外国語対応医療施設等（※1）の整備運営事業者に対して課税の特例措置を講じる。</p> <p>【法人税】 下記から選択適用</p> <p>○特別償却 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額を、それぞれ以下に記載する額（特別償却限度額）と普通償却限度額の合計額とする特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×25% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×50%</p> <p>○投資税額控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の法人税額から以下に記載する額を控除する特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×8% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×15%</p> <p>○所得控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業により生じた当該事業年度の課税所得から以下に記載する額を損金に算入することができる特例措置 5年間 所得金額×20%</p> <p>※1 外国語対応医療施設等 (1) 外国語対応医療施設 (2) 外国語対応教育施設 (3) 国際会議等用施設 (4) 外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設</p> <p>※2 減価償却資産 (1) 建物及び附属設備 (2) 構築物 (3) 機械及び装置 (4) 器具及び備品</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成25年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の優良な民間都市開発事業の支援に加えて、地理的不利等を補うため、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進していく</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 5. 立地競争力の強化 ④都市の国際競争力の向上 ○「国家戦略特区」の活用等による国際社会に向けた環境整備 『国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する』</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2014(平成26)年から2020(平成32)年まで7年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1年あたりの件数を算出している)</p> <p><平成27年までに整備すべき施設数の目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応医療施設数 85施設 ・外国語対応教育施設数 4施設 ・国際会議等用施設 29施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 3施設 <p><参考 2020年までに整備すべき施設数の目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応医療施設数 297施設 ・外国語対応教育施設数 14施設 ・国際会議等用施設 101施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11施設 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を創設し、外国語対応医療施設等の整備を促進し、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等を呼び込むことができるよ</p>

			うな魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図ることができる。
8	有効性等	① 適用数等	(適用見込件数) 平成 26 年度：法人税 60 件 平成 27 年度：法人税 60 件 (2014 (平成 26) 年から 2020 (平成 32) 年まで 7 年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1 年あたりの件数を算出している)
		② 減収額	(減収見込額) 平成 26 年度：3,744 百万円 平成 27 年度：3,744 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度) 本特例措置を創設し初期の投資負担を軽減することにより、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進することにより、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点の形成が可能となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度) 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図ることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度) 本特例が措置されない場合、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することが困難となり、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点の形成に支障をきたすこととなる。 《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度) 本特例を講じることで、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、国際競争力の強化に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に記載される外国人対応医療施設等の整備運営事業者に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の支援等と本特例措置を一体的に講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図るものである。 なお、本租税特別措置は、事業の立ち上げを支援する予算措置等と異なり、外国人対応医療施設等の整備運営事業者の事業の用に供する減価償却資産の取得等に係るコストを低減することで事業の採算性を向上させ、事業実施

			を決定するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置を講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、当該都市の国際競争力の強化が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備（止水板、防水扉等）を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。
3	担当部局	水管理・国土保全局水政課、河川環境課水防企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>《政策目的の根拠》 水防法（昭和 24 年法律第 193 号） 第 15 条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第 15 条の 2（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等） 第 15 条の 4（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等） 等</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 28 年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数
8	有効性等	① 適用数等	<将来の推計> 平成 26～28 年度における適用者数 地下街等：873 大規模工場等：30
		② 減収額	平成 26 年度 ー 平成 27 年度 ー 平成 28 年度 ー
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 26～28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 26～28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 26～28 年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>止水板、防水扉等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長(法人事業税)
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)が、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)における東京湾横断道路建設事業者として、事業遂行のために必要とされ出資を受けた資本金の額。</p> <p>・特例措置の内容 TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定については、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (計算式:法人事業税額=「課税標準(資本金-資本金×(建設事業未収金/総資産))×税率」)</p> <p>・延長期間:5年間</p>
3	担当部局	道路局高速道路課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間)
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路(国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在その管理等を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第65号) 第1条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常管理業務及び休憩施設事業を主とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「TTBの適正な事業及び円滑な業務の推進」という達成目標については、定量的に表した測定指標を設定することは困難であるため、「TTBが引き続き適正かつ円滑に業務を実施していくための安定的な経営基盤の確保」を測定指標と位置付ける。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>																						
8 有効性等	① 適用数等	<p>毎年度1件</p> <p>なお、本措置の適用対象はTTBしかない。</p>																						
	② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="584 1196 1414 1330"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算式】</p> <p>[特例無]－[特例有]</p> <p>＝[資本金×税率]－[資本金－資本金×(建設事業未収金／総資産)×税率]</p> <p>※H21～H24年度までは実績値、H25～H30年度までは推計値。</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減収額	181	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30														
減収額	181	180	180	180	180	180	180	180	180	180														
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置の実施により、TTBの経営基盤の安定化が図られることから、円滑な事業運営が可能となり、ひいては、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に大きく貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>TTBの営業損益は、東京湾横断道路の開通以来マイナスで推移し、その経営基盤の安定化が大きな課題であった。このような状況下で、平成17年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている。</p> <p>このことから、本特例措置が、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に大きく貢献していると言える。</p>																						

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>特例措置が廃止された場合、1.8億円の負担増となることから、TTBの経営基盤が不安定となり、安定的な事業運営に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置を講ずることによりTTBの円滑な業務の推進が図られ、これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど波及効果は大きく、税収減が十分に是認されると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>大規模プロジェクトによる東京湾横断道路(国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行っている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度(延長)(法人税)	
2	要望の内容	東日本大震災により相当な被害を受けた地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域内において、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築した場合の、当該被災者向け賃貸住宅の専用部分に係る所得税・法人税の割増償却制度(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))の適用期限を4年間延長する。	
3	担当部局	住宅局住宅総合整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設	
6	適用又は延長期間	4年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日)</p> <p>5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>(i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>全ての被災地域が住宅の必要供給量を設定しているわけではないため、定量的な測定指標を示すことは困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(実績)</p> <p>平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):218戸 (見込み)</p> <p>平成25年度:175戸 平成26年度:40戸 平成27年度:40戸 平成28年度:40戸 平成29年度:40戸</p> <p>※実績は、建築着工統計調査により推計。 ※見込みは、新築着工のペース、現時点で判明している被災地における必要戸数から推計。</p> <p>岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例によって面積が広く質の高い住宅供給が促進されていることから、適用される対象からみて想定外に僅少ではないものと考えられる。</p> <p>また、本特例は、住宅を賃貸する事業者一般(個人・法人)を対象としており、特定の者に偏っているものではない。</p>
		② 減収額	<p>(実績)</p> <p>平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):9.4百万円 (見込み)</p> <p>平成25年度:7.5百万円 平成26年度:4.3百万円 平成27年度:4.3百万円 平成28年度:4.3百万円 平成29年度:4.3百万円</p> <p>※本特例の要件を満たす戸数に、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度)</p> <p>東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められることから、今後も被災者の住宅の確保に資することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25～29年度)</p> <p>被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段としての確かつ必要最小限である。</p> <p>東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長（法人税）	
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限（平成 26 年 3 月 31 日）を 3 年間延長する。（租税特別措置法第 65 条の 7、第 65 条の 9）	
3	担当部局	住宅局市街地建築課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年 創設 平成 18 年 延長 平成 23 年 延長	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「住生活基本計画（全国計画）（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画（平成 23 年 12 月 27 日）」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標</p> <p>4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標</p> <p>11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積（平成 22 年度 6,000 ヘクタール）について、平成 32 年度までにおおむね解消することを目指す。</p> <p>※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成 28 年度までに平成 23 年度と比べて概ね半減</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【適用実績】 平成23年度：3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>【適用実績】 圧縮額：200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>【適用見込】 圧縮額：17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha (平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設（法人税・法人住民税・法人事業税）
2	要望の内容	<p>1. マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）において新たに創設する、老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る1,500万円特別控除を適用する。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>2. 認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算する追加課税を適用除外とする。（法人税）</p> <p>3. 認定建替事業において、権利変換により再建建物に係る権利を取得したときは、当該権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>4. 転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に事業用資産を譲渡する場合について、当該譲渡の日を含む事業年度において国内にある土地建物等を取得し、かつ、取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供する場合、譲渡益の8割を損金に算入する特例を創設する。（法人税）</p> <p>※転出者については、認定建替事業又は建物敷地売却事業の施行者から補償金を受け取る借家人を含むものとする。</p>
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・「要望の内容」の1. 2. 3. 平成14年度 新設 平成26年度 拡充</p> <p>・「要望の内容」の4. 平成26年度 新設</p>
6	適用又は延長期間	<p>・「要望の内容」の1. 3. : 恒久措置</p> <p>・「要望の内容」の2. : 5年間</p> <p>・「要望の内容」の4. : 3年間</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20)→95%(平32)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の、構造耐力(耐震性等)が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設することは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(現行のマンション建替え法に基づく適用実績)】 平成22～24年度 適用なし ※1. 3. については、当該期間において、権利変換を受ける区分所有者、及び転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、また、やむを得ない事情に該当し転出補償金を受ける法人が存しなかったことによる。 2. については土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。4. については新設のため適用実績なし。</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法に基づくマンション建替え事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・23地区において転出する法人数の推計14法人。 ※マンション建替え法に基づくマンション建替え事業における事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。 ・同地区のうち約半数程度が新たに創設する、老朽化マンションの建替え等(認定建替え事業・認定建物敷地売却事業)の制度を用いると想定。</p>

	<p>② 減収額</p>	<p>【過去の実績】 平成22～24年度 0百万円</p> <p>当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。</p> <p>【将来推計】 (「要望の内容」の1～4) 平成26年度(見込み) 36百万円(うち拡充分 22百万円) 平成27年度(見込み) 72百万円(うち拡充分 44百万円) 平成28年度(見込み) 108百万円(うち拡充分 66百万円)</p> <p><過去の事業完了地区実績等に基づき以下のとおり試算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の建替事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建替事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建物売却敷地事業1地区当たりの転出法人数:2法人 ・戸当たり課税標準額:13百万円(平成25年の三大都市圏の地価公示価格から試算) <p>・以上から1地区あたりの減収見込額を以下のとおり算出 (現行の建替事業・認定建替事業)</p> <p>〔権利変換法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円</p> <p>〔転出法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.05(法人税軽減税率)=0.6百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円</p> <p>※「要望内容」の2、3を選択すると仮定。</p> <p>(認定建物敷地売却事業)</p> <p>〔転出法人①〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円</p>

		<p>〔転出法人②〕</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)×0.8=3 百万円</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3 百万円</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3 百万円</p> <p>※「要望内容」の1、4を選択すると仮定。</p> <p>・平成 26 年度の年間事業実施地区数は過去の事業実績から 7 地区(現行の建替事業 3 地区:認定建替事業 3 地区:認定建物敷地売却事業 1 地区)と想定。</p> <p>・新制度創設に伴い平成27年度は平成26年度の2倍。平成28年度は3倍と増加する想定。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度)</p> <p>現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22~24年度の3ヶ年度において認可実績17件(2,169戸)</p> <p>平成22年度 6件 1,210戸</p> <p>平成23年度 6件 509戸</p> <p>平成24年度 5件 450戸</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~28年度)</p> <p>当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。</p> <p>【将来推計】</p> <p>マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。</p> <p>平成26年度(見込み) 7件 約550戸</p> <p>平成27年度(見込み) 14件 約1,100戸</p> <p>平成28年度(見込み) 21件 約1,700戸</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~28年度)</p> <p>構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。</p> <p>また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設（法人税・法人住民税・法人事業税）
2	要望の内容	認定建替事業又は認定建物敷地売却事業の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合に係る非収益事業所得に係る法人税・法人住民税・法人事業税を非課税とする。（法人税・法人住民税・法人事業税）
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 新設 平成26年度 拡充
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）</p> <p>目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備</p> <p>① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生</p> <p>住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>
		<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平20）→95%（平32）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対</p>

			<p>応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設することは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(現行のマンション建替え法に基づく適用実績)】</p> <p>平成22年度 9件 平成23年度 3件 平成24年度 3件</p> <p>【将来推計】</p> <p>マンション建替え法に基づくマンション建替え事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在)</p> <p>・当該特例は1地区1件として適用される。</p>
		② 減収額	<p>【過去の実績】</p> <p>平成22～24年度 0百万円</p> <p>当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。</p> <p>【将来推計】</p> <p>平成26～28年度(見込み) 0百万円</p> <p>マンション建替え法に基づく建替え事業は事業計画上、組合収支は0であり、本特例は計画外の僅少な収益等に係るものであるから、実績、推計共に減収額はほぼ見込まれない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22～24年度の3ヶ年において認可実績17件(2,169戸)</p> <p>平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～28年度)</p> <p>当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。</p> <p>【将来推計】</p> <p>マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等(認定建替え事業・認定建物敷地売却事業)の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。</p> <p>平成26年度(見込み) 7件 約550戸 平成27年度(見込み) 14件 約1,100戸 平成28年度(見込み) 21件 約1,700戸</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~28年度)</p> <p>構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税込減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。</p> <p>また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。</p> <p>② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積 2,000 ㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。</p> <p>③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積 2,000 ㎡以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。</p>
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅生産課、建築指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。</p>

		<p>○地震防災戦略（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。 	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後 3 年の内に設備投資を 2012 年度の約 63 億円から 10% 増加 ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成 27 年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成 32 年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長)(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間に、住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人が、復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合に、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる特例の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日)</p> <p>5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>(i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(実績)</p> <p>平成24年1月～平成25年3月 なし</p> <p>ただし、石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定済みであり、平成25年度に同市において109戸の本特例の適用実績が見込まれる。</p> <p>(見込み)</p> <p>平成26年度:31戸 平成27年度:31戸 平成28年度:31戸 平成29年度:31戸</p>
		② 減収額	<p>平成26年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p> <p>平成27年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p> <p>平成28年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p> <p>平成29年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定され、本特例の活用が始まったところであり、今後も本特例が被災者の住宅の確保に資するものと思われる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～29年度)</p> <p>被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者</p>

		及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長(法人事業税)
2	要望の内容	JR北海道、JR四国及びJR九州(以下、「JR北海道等」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金)を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部局	鉄道局総務課、鉄道局鉄道事業課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間(平成31年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>《政策目的の根拠》 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分(通常の法人においては債務に相当する部分)について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。 本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号) 第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。 第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。</p>

		<p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)</p> <p>附則第4条第2項</p> <p>会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上</p> <p>施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる</p> <p>に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)実績</p> <p>平成 21 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 22 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 23 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 24 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成 25 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 26 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 27 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 28 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 29 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>平成 30 年度 3 事業者 351,200 百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>制度創設時から対象が3社であり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
	② 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成 21 年度 552 百万円</p> <p>平成 22 年度 552 百万円</p> <p>平成 23 年度 552 百万円</p>

		<p>平成 24 年度 552 百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込 平成 25 年度 552 百万円 平成 26 年度 552 百万円 平成 27 年度 552 百万円 平成 28 年度 552 百万円 平成 29 年度 552 百万円 平成 30 年度 552 百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度) 本来的には資本準備金の性格を有しない、事業規模に比して著しく莫大な国鉄長期債務見合いの資本準備金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段としての的確である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長(法人事業税)
2	要望の内容	「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」(一体化法)に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部局	鉄道局総務課、鉄道局都市鉄道政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間(平成31年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 一体化法に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、一体化法(平成元年法律第61号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道(株)が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道(株)の資本金額(1,850億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道(株)の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月28日法律第61号) 第21条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を営もうとする者を含む。)に出資することができる。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>つくばエクスプレスの整備は、一体化法に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる</p>

			に包含
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都圏新都市鉄道(株)の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 首都圏新都市鉄道(株)の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 首都圏新都市鉄道(株)の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を持続することが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(1)実績</p> <p>平成21年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成22年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成23年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成24年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成26年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成27年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成28年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成29年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 平成30年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
		② 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成21年度 163百万円 平成22年度 163百万円 平成23年度 163百万円 平成24年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 163百万円 平成26年度 163百万円 平成27年度 163百万円 平成28年度 163百万円 平成29年度 163百万円 平成30年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 30 年度) 事業規模に比して著しく莫大な資本金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 21 年度～平成 30 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金の全額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段としての的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設(法人税、法人住民税、法人事業税)	
2	要望の内容	<p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等 	
3	担当部局	鉄道局総務課、施設課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望	
6	適用又は延長期間	—	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号)</p> <p>(耐震補強の実施)</p> <p>第三条</p> <p>鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p> <p>に包含。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を94%とする。 (平成24年度末における駅の耐震化率は88%、路線の耐震化率は91%である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>今後の見込 平成26年度 約30事業者 平成27年度 約30事業者 平成28年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されることが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が94%となる見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。 本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により</p>

		分担	<p>取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>主要駅や高架橋等の耐震対策が促進されることにより、地域住民の安全を確保するための一時避難場所や緊急輸送道路等の確保が図られ、また、より多くの鉄道利用者の安全が確保されるため、地方公共団体が協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(法人税、所得税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	<p>中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を延長する。(2年延長)</p> <p>[特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(但し、資本金3000万円以下)</p> <p>[対象設備] 機械装置(160万円以上) 器具備品(120万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5t以上) 内航貨物船(基準取得価額:取得価額の75%)</p> <p>また、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課 総合政策局公共事業企画調整課 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局内航課 海事局船舶産業課

		港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 総合政策局物流政策課物流産業室 観光庁観光産業課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 総合経済対策の一環として創設(平成11年5月31日まで) 平成 11 年度 1年間延長(貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充) 平成 12 年度 1年間延長 平成 13 年度 1年間延長 平成 14 年度 2年間延長(機械装置160万円以上に拡充) 平成 16 年度 2年間延長(器具備品120万円以上に縮減) 平成 18 年度 2年間延長(対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成 20 年度 2年間延長 平成 22 年度 2年間延長 平成 24 年度 2年間延長(対象器具備品拡充等)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>建設業、道路貨物運送業(集配利用運送業を含む。以下同じ。)、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。</p> <p>これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。</p> <p>本税制措置は特定の中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的に創設されたものであり、上記施策体系の中で、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p> <p>・中小企業基本法(抜粋) (経営資源の確保)</p> <p>第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。</p> <p>二～三 略</p> <p>2 略</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の用に供する機械装置等の導入を促進し、中小企業の実産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国土交通関係中小企業の実産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。(各年度) ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上(又は全車種の対平成10年度比を上回ること) ・内航船舶の代替建造隻数 年平均75隻程度の建造隻数レベルの維持 ・老齢内航船舶比率 対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用により、初期投資負担が軽減されることから、中小企業者の機械装置等の導入が促進され、実産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られる。</p>
		③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24~27年度)
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用期間内における適用事業者数) 平成26年度 38,982社 平成27年度 39,762社</p>
		② 減収額	<p>平年度の減収見込額 ▲20,389百万円 (制度自体の減収額) (▲51,400百万円) (改正増減収額) (- 百万円)</p> <p>過去5年間の減税見込額の推移 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 平成24年度 1,473億円 (出典:財務省による試算)</p>

目標の実
現状況

国土交通省関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本制度の適用により初期投資負担が軽減されることから、一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られつつあるが、引き続き支援を行っていく必要がある。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24～27年度)

・営業トラックの新車登録台数

平成23年度・24年度は、平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っている。

	10年度	23年度	24年度
営業 トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)
全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)

単位:営業用トラック(台)、全車種(千台)、下段の括弧内は10年度比(%)

・内航船舶の代替建造隻数及び老齢内航船舶隻数(船齢14歳以上)

代替建造隻数については、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり減少傾向が続いていたが、平成22年度の59隻を底に増加に転じた。老齢船舶隻数については、平成23年度以降、減少傾向となっている。

	9年度	22年度	23年度	24年度
代替建造 隻数	89 (100.0)	59 (66.3)	70 (78.7)	74 (83.1)
老齢内航 船舶隻数	3,497 (100.0)	3,968 (113.5)	3,901 (111.6)	3,825 (109.4)

下段の括弧内は9年度比(%)

トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本措置による支援を継続する必要がある。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～27年度)</p> <p>長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え原油高騰により経営環境が悪化する中で、中小企業者が機械等を導入することが困難になり、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が進まなくなることが予想される。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～27年度)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。</p> <p>このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。また、特別償却は最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。全国に広く存在する中小企業者の設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは、地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(法人税)
2	要望の内容	<p>(外航・内航)</p> <p>【延長要望】 本制度の適用期限を3年間とする。</p> <p>【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100</p> <p>【特例措置の対象】 船舶から船舶への買換え及び交換</p>
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設(船舶→船舶)</p> <p>昭和 50 年度 延長</p> <p>昭和 55 年度 延長</p> <p>昭和 59 年度 拡充(内航:船舶→減価償却資産)</p> <p>昭和 60 年度 延長</p> <p>平成2年度 延長</p> <p>平成8年度 延長</p> <p>平成 11 年度 拡充(内航:船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し)</p> <p>平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制)</p> <p>平成 18 年度 延長</p> <p>平成 23 年度 外航:拡充・延長(拡充認められず) 内航:縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船舶の船齢要件厳格化) (新造船舶に環境要件付加)</p>
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(外航)</p> <p>日本商船隊は、船舶運航事業者(オペレーター)が船主(オーナー)から船舶を用船することにより競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっており、オーナーがオペレーターに対し適時適切に船舶を供給することが必要である。買換特例制度は、オーナーが船舶を売却する際に発生する譲渡益に対し、一定割合の圧縮記帳を認めることにより、乱高下する売船市況に左右されずに安定的に代替建造を行うことを可能とするものである。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運は、国内貨物輸送の約 4 割、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資の約 8 割の輸送を担い、日本経済及び国民生活に必要な不可欠な産業・生活インフラとなっており、内航船舶の買換を行う際に発生する譲渡益に対し一定割合の圧縮記帳を認めることにより、船価高騰時においても新造船等取得を促進し、トラックと比較した内航海運の輸送効率の高さを活かしつつ、安全・安</p>

		<p>定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスの提供を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航) 国土交通省の政策評価体系においても、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進」として位置づけられている。</p> <p>(内航) 内航船舶の代替建造の推進に有効な施策をとりまとめ策定した「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」において位置づけられている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量の20%削減を行う。(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う。(平成16年度比) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成28年度までに12%削減を行う。(平成16年度比) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成28年度までに19%の削減を行う。(平成16年度比) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p>

		<p>高質かつ効率的、安定的で安全性・環境性にも優れた輸送サービスを確保していくことは今後とも必要不可欠であり、海運サービスを提供する上で基本資産である船舶について、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への更新を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航) 安全・安定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスを確保していくにあたっては、環境性能に優れた船舶への代替が必要不可欠であり、船価高騰時等の新規投資が困難な状況下においても、内航海運事業者の投資意欲を増進させ、船舶代替の促進に寄与する。</p>																									
8 有効性等	① 適用数等	<p>(外航)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="549 640 1193 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>25 (21)</td> <td>8 (8)</td> <td>21 (16)</td> <td>23 (17)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」を実施</p> <p>※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。</p> <p>なお、平成20年以降、中古船の船価が落ち込んでいたことから、売船益が発生せず、買換特例の効果が見込まれないため、適用実績が減少していると想定されることから、想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(内航)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="549 1496 1193 1688"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 (適用者数)</td> <td>7 (7)</td> <td>9 (9)</td> <td>11 (11)</td> <td>11 (11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」を実施</p> <p>※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはない。</p> <p>なお、業界内の環境トップランナー企業は主に船舶特別償却制度を利用、ま</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)																							
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)																							
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)																							

		<p>た、業界内で大多数を占める中小零細事業者の多くが中小企業投資促進税制を利用するという明確な役割分担がなされている中、各種環境対応設備の設置を要件とした本租税特別措置の適用件数は年間 10 隻程度で推移しており、想定外に僅少とは言えない。</p>																									
	<p>② 減収額</p>	<p>(外航) 【減収見込み(適用額)】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 414 1236 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度 (見込み)</th> <th>H26 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>268</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>6,276</td> <td>1,572</td> <td>7,253</td> <td>5,384</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より ※H25 年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>(内航) 【減収見込み(適用額)】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 907 1236 1097"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度 (見込み)</th> <th>H26 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>453</td> <td>241</td> <td>365</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より ※H25 年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度 (見込み)	H26 年度 (見込み)	外航日本船舶	159	0	268	165	外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384		H23 年度	H24 年度	H25 年度 (見込み)	H26 年度 (見込み)	内航船舶	453	241	365	365
	H23 年度	H24 年度	H25 年度 (見込み)	H26 年度 (見込み)																							
外航日本船舶	159	0	268	165																							
外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384																							
	H23 年度	H24 年度	H25 年度 (見込み)	H26 年度 (見込み)																							
内航船舶	453	241	365	365																							
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23～平成 28 年度)</p> <p>(外航) 買換特例制度により、オーナーが船舶を建造する際のキャッシュフローの確保を可能とし、オペレーターに対し適時適切に、より環境性の高い船舶を供給することが可能となっている。</p> <p>(内航) 買換特例制度により、初期投資負担の軽減が図られることによって、毎年 10 隻程度の新造船取得が上積され、環境性能に優れた船舶への代替が促進されることで、CO2 及び NOx 排出削減目標が達成可能となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23～平成 28 年度)</p> <p>(外航) ・平成 24 年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成できなかった。この原因としては、リーマンショックと東日本大震災のためと想定される。今後は、輸送量も回復傾向にあるので、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 ・平成 24 年度の隻数は 150 隻と、過去のトレンドを見る限りでは達成は難しい状況ではあるが、今後も、他の外航海運税制との相乗効果により、我が国商船隊における外航日本船舶数の着実な増加を図る。</p> <p>(内航) ・平成 24 年度の内航海運業界における CO2 総排出量削減状況について</p>																									

			<p>は、目標である 13%削減(平成 16 年度比)を達成。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、業界団体の自主目標である CO2 総排出量 25%削減(平成 32 年度時点)を着実に達成していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽船隻数は対前年度比約 2%の削減。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~平成 28 年度)</p> <p>(外航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①船舶の代替建造がスムーズに行われず、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すこととなる。 ②オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。 ③外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶 450 隻の確保も困難になる。 <p>(内航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>内航海運事業者が船舶代替を行う際に必要な手元資金を確保できず、老朽船による運航を続けることになるため、CO2 及び NOx 排出削減目標の達成に支障をきたす。また、安全・安定輸送の確保も困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23~平成 28 年度)</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、船隊規模の拡大を実現することで、約 10%である我が国外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶 450 隻の実現を加速化することができる。</p> <p>(内航)</p> <p>産業構造の変化等により船舶の建造需要が伸び悩む中において、老朽船の解撤を図りつつ、新造船取得を一定(年間 75 隻)程度維持していくことで、バブル後に大量に建造され、耐用年数を経過した老朽船の代替が行われることで、老齢内航船舶比率の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、安全・安定輸送の確保を実現することができる。</p> <p>また、新造船等への代替により燃費効率の改善や CO2 及び NOx の排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化によって、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船体投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p>

		<p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は、船価の変動が大きく多額の初期投資費用を要する船舶の代替取得を誘発する政策税制として機能し、内航海運事業者の内部留保の拡充に高い効果を果たしており、政策目標の達成手段として有効。</p> <p>また、本租税特別措置は、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担が少なくなることからも、妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度：外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置：外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運事業者による船舶取得を支援する政策税制としては、本租税特別措置以外に以下2つの制度がある。これら政策税制の適用対象は明確に役割分担されており、これらの制度による投資誘発の相乗効果によって、年間75隻程度の新造船取得が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度：主な支援対象事業者は環境トップランナー企業 (300トン以上の新造内航環境低負荷船を取得する場合に利用可能) ・中小企業投資促進税制：主な支援対象事業者は中小零細事業者 (新造内航貨物船を取得する場合に利用可能) <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>【新設要望】</p> <p>本制度の適用期限を平成29年3月31日までとする。</p> <p>【特例措置の対象】</p> <p>外航船舶に搭載されるバラスト水処理装置</p>
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成29年3月31日
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>船舶のバラスト水を介した水生生物等の移動による生態系の破壊等の環境問題が顕在化したことを受け、国際海事機関において、バラスト水管理条約が採択されている。本条約は平成27年上半期にも発効する見込みであり、我が国においても本条約を担保するための国内法を整備する予定である。本法律においては、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載を義務付けることとなるが、平成29年以降に搭載工事が集中することが予想され、我が国造船所の想定業務量を超えることが想定されることから、法人税の特例措置を認めることにより、各船舶において搭載義務が発生する以前に、バラスト水処理装置搭載への投資を促進し、早期に船舶のバラスト水を介した生態系破壊等の防止を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一、日本産業再興プラン</p> <p>①民間投資の活性化</p> <p>において位置づけられている。</p> <p>日本再興戦略(抄)</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一、日本産業再興プラン</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」)を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。</p>

		<p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> －民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする －過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る －過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間で「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標:2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標:4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成・海洋廃棄処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p>に包含。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止を可能とする。</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~平成28年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載が促進され、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ~平成28年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載工事が促進されるものと見込んでいる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: ~平成28年度) 平成29年度以降にバラスト水処理装置の搭載工事が集中することが予想され、国内造船所の想定業務量を超過することが想定されており、海外造船所への工事流出が危惧される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ~平成28年度) 各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるとともに、工事の平準化を図ることにより、工事が海外造船所に流れることを防ぎ、国内造船所の受注機会の確保が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金は無い。</p> <p>なお、規制については、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載が義務付けられる見込みであるが、本制度はそれを前倒しして対応する者に対して適用するものである。</p>

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規要望

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>【新設要望】</p> <p>本制度の適用期限を平成31年3月31日までとする。</p> <p>【特例措置の対象】</p> <p>外航LNG船</p>
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成31年3月31日
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>LNGの需要増や調達価格の上昇という状況下で、平成29年頃より米国からのシェールガス輸入の本格化が予定されていることから、法人税の特例措置を認めることにより、LNG船の建造を促進し、LNGの輸送に対応できるようにするとともに、日本商船隊による輸送の確保を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一、日本産業再興プラン</p> <p>①民間投資の活性化</p> <p>において位置づけられている。</p> <p>日本再興戦略（抄）</p> <p>第Ⅰ. 総論</p> <p>5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例</p> <p>(1) 民間の力を最大限引き出す</p> <p>⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する</p> <p>(iii) エネルギーの低廉かつ安定的な供給を実現するため</p> <p>に、①原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働、②環境アセスメントの明確化及び迅速化を踏まえた環境に配慮した低コストな高効率火力(石炭・LNG)の導入、③シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入、日本企業の天然ガス開発支援による供給源多角化等を行う。</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン</p> <p>一、日本産業再興プラン</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当</p>

		<p>競争」)を根本からは正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進める。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする 一過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る 一過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間で「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(年間約70兆円(2007年度までの5年間平均))に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 <p>三、国際展開戦略</p> <p>2. 海外市場獲得のための戦略的取組</p> <p>○安定的かつ安価な資源の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回LNG産消会議」を通じたLNG消費国の連携強化、LNG先物市場についての検討等を進める。
	<p>② 政策体系における政策目的</p>	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

		の位置付け	に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 LNG船を建造させることにより、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送関連をはじめとする需要の増加しているLNG輸送に対応できるようになるとともに、当該輸送の役割を日本商船隊が担うことでエネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進され、日本商船隊によるLNG輸送の確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進されるものと見込んでいる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: ~平成30年度) 日本商船隊が、需要の増加しているLNG輸送や平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送を担うことができなくなり、エネルギー安全保障の観点から危惧がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ~平成30年度) 東日本大震災以降、火力発電所の熱源としてLNGの需要が増加する中、LNGの輸送力を増強することができることとともに、LNGの輸送を日本商船隊が担うことにより、エネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥</p>

		<p>当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議において、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度：外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置：外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、本特例措置は、増加するLNG輸送、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガス輸送にエネルギー安全保障の観点から喫緊に対応するためのものであり、上記の制度とは異なる制度である。</p> <p>補助金、規制は無い。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東日本大震災後に発電用のLNG需要が増加し、LNG輸入量が増加している。米国ではシェールガスの生産拡大により需給が緩和し、天然ガス価格が低下しているのに対して、日本では原油価格に連動してLNG調達価格が上昇しており、安価なLNGの調達は日本にとって重要な課題となっている。日本と米国の間でLNG(天然ガス)調達価格が大きく乖離していることや2017(平成29)年頃より米国からのシェールガスの輸出が本格化する見込みであることを踏まえると、日本にとっては米国からの低廉なLNG調達が期待される。</p> <p>そのため、本特例措置によりLNG船の建造を促進することは、火力発電所の熱源の約5割を担うLNGの輸送増大に対応するために必要であり、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規要望

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設（法人税）
2	要望の内容	<p>特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置について、一定の要件に適合する作業船を適用対象に追加し、適用期限を3年間とする。</p> <p>（現行制度の概要）</p> <p>買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮）</p> <p>圧縮記帳限度額：（譲渡収入又は購入価額のいずれか少ない金額）×（譲渡収入－（譲渡資産の簿価＋譲渡費用））÷譲渡収入×80%</p>
3	担当部局	港湾局技術企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度：創設</p> <p>昭和50年度：延長</p> <p>昭和55年度：延長</p> <p>昭和59年度：拡充</p> <p>昭和60年度：延長</p> <p>平成2年度：延長</p> <p>平成8年度：延長</p> <p>平成11年度：拡充</p> <p>平成17年度：拡充</p> <p>平成18年度：延長</p> <p>平成23年度：延長</p> <p>※現時点では、海洋運輸業、沿海運輸業、漁業の用に供する船舶が対象であり、作業船は含まれていない。</p>
6	適用又は延長期間	3年間
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾をはじめとする我が国の経済産業を支える港湾の整備には、グラブ浚渫船や起重機船をはじめとした各種作業船が不可欠である。また、作業船は港湾施設の老朽化対策や災害復旧など国民の生命・財産を守る上でも極めて重要な役割を果たしている。東日本大震災の際は緊急物資の搬入に必要な航路を啓開（航路の障害物を除去）するために全国から多数の作業船が動員された。切迫性が指摘される南海トラフ地震が発生した場合、更に多数の作業船が必要となることが想定される。</p> <p>このように作業船は様々な役割を担っているが、その多くは環境性能の低い老朽船となっており、地球環境保全に向けた国際的枠組みを実現するためには、環境性能や省エネルギー性に優れた船舶への買換等を促進し、モーダルシフトを担うインフラとしてふさわしい港湾整備等に係る環境負荷の低減を図ることが必要である。</p> <p>また、作業船の老朽化に伴うトラブルも度々発生していることから、買換等を促進し船齢の低下を図ることにより、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略</p>

		<p>港湾等の国際競争力の強化並びに国民生活の安全・安心を確保するための老朽化対策及び防災対策に資する円滑な港湾整備等の推進を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5. 立地競争力の更なる強化 ③空港・港湾など産業インフラの整備 ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、首都圏空港や戦略港湾の強化を図る。</p> <p>○物流ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。このため、現状で5割にとどまっている首都圏3環状道路の整備率を今後5年間で8割以上に引き上げるなどの三大都市圏環状道路の整備や、2016 年度までに国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルを現状の3バースから 12 バースにするとともに、2015 年度までに港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営を実現、海外トランシップ貨物奪還に向けた広域からの集荷や貨物の需要創出を促進することなどにより物流ネットワークの強化を進める。 <p>○海洋基本計画(平成 25 年 4 月 26 日閣議決定) 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 5 海洋の安全の確保 (3)海洋由来の自然災害への対策</p> <p>○今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林の整備等を進めるとともに、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波が天端を越流した場合であっても、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防、防波堤等の整備を推進する。</p> <p>○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成 23 年 9 月 9 日告示) 港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。また、必要に応じて、代償を含めて適切に環境の保全のための措置を講ずるとともに、環境モニタリングの実施に努める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度の作業船からのNOx排出量を平成26年度から1,320トン削減</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx排出量が削減されるとともに、円滑な港湾整備等の推進に資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成26年度(見込) 50件 ※業界団体へのヒアリングによる 平成27年度(見込) 50件 平成28年度(見込) 50件
		② 減収額	平成26年度(見込):適用件数50件:減税見込額852百万円 平成27年度(見込):適用件数50件:減税見込額852百万円 平成28年度(見込):適用件数50件:減税見込額852百万円 減収見込額の積算については別紙のとおり
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) マルポール条約では、地球環境保全の観点から、船舶から放出される排出ガスによる大気汚染の防止のための規定を定めている。これを受け我が国でも「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により作業船を対象としたNOx排出規制が平成17年より設けられ、段階的に強化されている。 一方で我が国の作業船は排出規制が実施される前に建造された船が95%を占めている。 本租税特別措置の拡充によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 既存作業船の買換によりNOx排出量を平成28年度までに1,320トン削減することを目標とし、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達が困難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が促進されない。このため、省エネ化、NOx排出量の削減を図ることが出来ず、また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが不可能となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置によって、作業船買換時において税収減となるものの作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたってNOx排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置により生じるキャッシュフローを原資として、より環境負荷の低い作業船への買換を促進する制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰り延べであるため、補助金等と比して国庫負担も小さく、必要最小限の措置で妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○国庫補助 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理化支援事業者支援事業(エネ庁))</p> <p>上記の予算上の措置は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの)の導入であって、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行うものである。一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買替等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、対象を異にするものである。</p> <p>○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によるNOx排出規制 上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

名称：港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設

減税見込額等の積算

■適用件数 50 隻

■平年における減税見込額 852 百万円

□作業船買換の例

平均的な事例

売却船			購入船				初年度減税見込額 (千円)
買換前船の 売却額 ① (千円)	残存簿価 ② (千円)	売却益 ③=①-② (千円)	買換資産の取 得額④ (千円)	圧縮基礎取 得価格 ⑤ (①か④の いずれか少 ない金額) (千円)	差益 割合 ⑥=③ /① (千 円)	圧縮記 帳限度 額 ⑦=⑤× ⑥×80 /100 (千円)	
110,036	26,545	83,491	591,810	110,036	76%	66,793	17,032

適用隻数が 50 隻のため

17,032 (千円) × 50 隻 = 852 (百万円)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。</p> <p>（特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） <p>※技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）</p>
3	担当部局	港湾局海岸・防災課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。</p> <p>このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄） 「6）大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地</p>

			震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充（法人税、所得税）
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、大阪国際空港において、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事（以下「騒音防止工事」という。）の助成事業を実施しているところ。</p> <p>今般、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、新関空会社から新たな運営権者（以下単に「運営権者」という。）に同空港の運営権が移管される予定である。これに伴い、現在新関空会社が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成事業は、運営権者に承継されることが想定されている。</p> <p>このため、新関空会社からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に、運営権者からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を、法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置を、それぞれ要望する。（拡充）</p>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課、近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（所得税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。 <p>（法人税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。
6	適用又は延長期間	<p>（所得税） 恒久措置（平成27年1月から適用）</p> <p>（法人税） 恒久措置（平成26年4月から適用）</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空港の周辺における住宅及び教育施設等（学校・病院及び保育所等）に必要な騒音防止工事に対し助成の措置をとることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号） （学校等の騒音防止工事の助成） 第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。</p>

		<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院</p> <p>三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの</p> <p>（住宅の騒音防止工事の助成）</p> <p>第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>騒音防止工事未実施の住宅等（約370世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成25年から平成29年までの実施件数 約2,200件 ・教育施設等騒音防止工事 平成25年度から平成29年度までの実施件数 約10件 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらさず騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成22年： 1,068件（1,068者） 平成23年： 273件（273者） 平成24年： 187件（187者） 平成25年見込み： 約260件（260者） 平成26年見込み： 約310件（310者） 平成27年見込み： 約430件（430者） 平成28年見込み： 約560件（560者） 平成29年見込み： 約610件（610者） ・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成22年度： 3件（3者） 平成23年度： 2件（2者） 平成24年度： なし 平成25年度見込み： 約2件（2者） 平成26年度見込み： 約2件（2者） 平成27年度見込み： 約2件（2者） 平成28年度見込み： 約2件（2者）

		<p>平成 29 年度見込み： 約 2 件（2 者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見込み値の適用件数は関係者へのヒアリングによる推計値。 ・適用額は下記（②減収額）参照（適用額＝減収額）。 <p>空港周辺における騒音防止工事は毎年一定の実績があるため、本特例もこれに応じた一定の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本特例の対象者は元来空港周辺における騒音防止工事に係る助成の対象者に限定されており、特定の者に偏りがあるというものではない。</p>
	② 減収額	<p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 <p>平成 22 年： 約 102 百万円(513 百万円×20%)※ 平成 23 年： 約 59 百万円(296 百万円×20%)※ 平成 24 年： 約 29 百万円(146 百万円×20%)※ 平成 25 年見込み： 約 33 百万円(166 百万円×20%)※ 平成 26 年見込み： 約 39 百万円(195 百万円×20%)※ 平成 27 年見込み： 約 53 百万円(266 百万円×20%)※ 平成 28 年見込み： 約 70 百万円(351 百万円×20%)※ 平成 29 年見込み： 約 76 百万円(381 百万円×20%)※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年の助成金の額に所得税率(20%)を乗じて推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等) <p>平成 22 年度： 約 75 百万円(252 百万円×30%)※ 平成 23 年度： 約 61 百万円(204 百万円×30%)※ 平成 24 年度： 適用なし 平成 25 年度見込み： 約 51 百万円(182 百万円×28.05%)※ 平成 26 年度見込み： 約 51 百万円(182 百万円×28.05%)※ 平成 27 年度見込み： 約 46 百万円(182 百万円×25.5%)※ 平成 28 年度見込み： 約 46 百万円(182 百万円×25.5%)※ 平成 29 年度見込み： 約 46 百万円(182 百万円×25.5%)※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年度の助成金の額に法人税率(30%～25.5%)を乗じて推計</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>本特別措置により、騒音防止工事实施時の課税による資産の目減りを防ぐことができ、大阪国際空港周辺において平成 24 年に 187 件の住宅騒音防止工事が実施され、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>前回税制改正要望時に、住宅騒音防止工事の平成 24 年の実施件数を約 3,700 件、教育施設等騒音防止工事の平成 24 年度の実施件数を約 2 件と設定。実際には上記の実施件数となった。(目標値は当時における過去の実績</p>

			<p>件数により推計したものであったが、その後当該空港において騒音防止工事の助成の対象となる区域を縮小したため、実施件数が減少している。）</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第5条及び第8条の2に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>本特例措置による拡充が認められなければ、騒音防止工事の円滑な実施に支障が生じ、特定飛行場周辺の住宅等の静穏性を保持し、関係住民の生活の安定を図ることの実現が難しくなる。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な住宅及び教育施設等の騒音防止工事に対し、助成の措置を行うことは、騒防法第5条及び第8条の2の規定により、特定飛行場の設置者の責務として実施するものであり、これにより個人又は法人の所得が増えることに対し、本特例措置を行うことは、政策目標を達成するために必要な手段として効果的であり、税込減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>騒防法第5条及び第8条の2の規定による助成の措置をとる一方で、本税を課税することは、騒音防止工事に係る助成の政策効果を減殺することになるので、騒音防止工事に係る助成金に対し、税制上の特例措置を課することが適当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>騒音防止工事の助成金と税制の特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止工事:騒防法第5条及び第8条の2の規定により、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに個人又は法人に対し、その費用を助成 ・税制特別措置:騒音防止工事に係る助成金の交付を受けた場合、総収入金額(所得税)又は益金(法人税)に算入され、税負担が生じてしまうため、税制の特例措置を講じることにより、助成金に税負担がかからないようにし、騒音防止工事の助成金の政策効果が減殺されないようにする。 <p>という役割分担がなされており、この2つの措置が存在することで、騒音防止工事の円滑な実施が可能となり、政策目標の達成が可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することは、空港周辺住民の生活の安定に寄与するものである。</p>
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月
----	--------------------	-------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（法人税、所得税）																				
2	要望の内容	個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え又は交換した場合の、譲渡所得の課税の特例措置（圧縮記帳等）の適用期限を延長する。																				
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部 首都圏空港課、環境・地域振興課																				
4	評価実施時期	平成25年8月																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">昭和44年度</td> <td style="width: 25%;">創設（6年間）</td> <td style="width: 25%;">平成3年度</td> <td style="width: 25%;">5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和50年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成8年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成13年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>5年間延長</td> <td>平成18年度</td> <td>5年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>1年間延長</td> <td>平成23年度</td> <td>3年間延長</td> </tr> </table>	昭和44年度	創設（6年間）	平成3年度	5年間延長	昭和50年度	5年間延長	平成8年度	5年間延長	昭和55年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長	昭和60年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長	平成元年度	1年間延長	平成23年度	3年間延長
昭和44年度	創設（6年間）	平成3年度	5年間延長																			
昭和50年度	5年間延長	平成8年度	5年間延長																			
昭和55年度	5年間延長	平成13年度	5年間延長																			
昭和60年度	5年間延長	平成18年度	5年間延長																			
平成元年度	1年間延長	平成23年度	3年間延長																			
6	適用又は延長期間	3年間																				
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号） （移転の補償等） 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号） （移転の補償等） 第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」 に包含</p>																				

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(特定飛行場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する。 <p>(成田国際空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する。 <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(特定飛行場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度から平成 27 年度までに約 75 件の移転を行う <p>(成田国際空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度から平成 27 年度までに約 60 件の移転を行う <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>																					
8 有効性等	① 適用数等	<p>【適用数及び適用者数（適用者数は括弧書き）】</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>(特定飛行場)</th> <th>(成田国際空港)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>: 21 件 (21)</td> <td>21 件 (21)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>: 5 件 (5)</td> <td>12 件 (12)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>: 10 件 (10)</td> <td>21 件 (21)</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度見通し</td> <td>: 約 25 件 (約 25)</td> <td>約 20 件 (約 20)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度見込み</td> <td>: 約 25 件 (約 25)</td> <td>約 20 件 (約 20)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度見込み</td> <td>: 約 25 件 (約 25)</td> <td>約 20 件 (約 20)</td> </tr> </tbody> </table> <p>移転補償により買取った土地であることを証明する証明書（買取り証明書）の実績件数に基づく。</p> <p>【適用額】</p> <p>下記②【減収額】を参照（税額控除額を記載するため、減収額と同額となる）</p> <p>なお、適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、初期の想定と比べ、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p>		(特定飛行場)	(成田国際空港)	平成 22 年度	: 21 件 (21)	21 件 (21)	平成 23 年度	: 5 件 (5)	12 件 (12)	平成 24 年度	: 10 件 (10)	21 件 (21)	平成 25 年度見通し	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)	平成 26 年度見込み	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)	平成 27 年度見込み	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)
	(特定飛行場)	(成田国際空港)																					
平成 22 年度	: 21 件 (21)	21 件 (21)																					
平成 23 年度	: 5 件 (5)	12 件 (12)																					
平成 24 年度	: 10 件 (10)	21 件 (21)																					
平成 25 年度見通し	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)																					
平成 26 年度見込み	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)																					
平成 27 年度見込み	: 約 25 件 (約 25)	約 20 件 (約 20)																					
	② 減収額	<p>【減収額】</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>(特定飛行場)</th> <th>(成田国際空港)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>: 138 百万円</td> <td>138 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>: 106 百万円</td> <td>89 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>: 82 百万円</td> <td>160 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度見通し</td> <td>: 286 百万円</td> <td>140 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度見込み</td> <td>: 286 百万円</td> <td>140 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度見込み</td> <td>: 270 百万円</td> <td>139 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>移転補償により買取った土地であることを証明する証明書（買取り証明書）の実績額に基づく推計値。</p>		(特定飛行場)	(成田国際空港)	平成 22 年度	: 138 百万円	138 百万円	平成 23 年度	: 106 百万円	89 百万円	平成 24 年度	: 82 百万円	160 百万円	平成 25 年度見通し	: 286 百万円	140 百万円	平成 26 年度見込み	: 286 百万円	140 百万円	平成 27 年度見込み	: 270 百万円	139 百万円
	(特定飛行場)	(成田国際空港)																					
平成 22 年度	: 138 百万円	138 百万円																					
平成 23 年度	: 106 百万円	89 百万円																					
平成 24 年度	: 82 百万円	160 百万円																					
平成 25 年度見通し	: 286 百万円	140 百万円																					
平成 26 年度見込み	: 286 百万円	140 百万円																					
平成 27 年度見込み	: 270 百万円	139 百万円																					

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度）</p> <p>平成22年度から平成24年度において、特定飛行場で36件、成田国際空港で54件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度）</p> <p>前回税制改正要望時に、移転の達成目標を、平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において75件、成田国際空港において75件と設定。平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において36件、成田国際空港において54件の移転が実施された。（設定した目標値は過去の実績を基に推計したものであるが、実際の移転は、最終的に住民の意思に基づき、住民からの申請を受けて行われるものことから、目標値を下回った結果となった。）</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成27年度）</p> <p>空港周辺における騒音被害を解消するために移転を促進するには、移転の際に譲渡する土地建物等の譲渡所得に係る税負担による資産の目減りが移転の障害となり得ることから、本特例措置により、税負担をできる限り軽減することが有効である。</p> <p>特例措置の延長が認められなければ、第2種区域及び航空機騒音障害防止特別地区内の住民の移転の促進が困難となり、当該住民の生活の安定及び福祉の向上、空港と周辺地域との調和ある発展に多大な影響を与える。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度）</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、移転をためらうということが想定される。本特例措置は、移転の実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、</p>
--	-----------------------	--

			移転の促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、また、土地の買換え等を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であるため、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	関空・伊丹（以下「両空港」）に係る運営権の設定期間中
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関空を運営していた関西国際空港株式会社は、同空港の海上建設により多額の事業費を要したこと等の理由から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、4千メートル級の滑走路を2本有し、完全24時間運用という関空本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することが困難な状況となっていた。 ・ こうしたことから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を目的として、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「経営統合法」）に基づき、新関空会社の下で、平成24年7月1日に関空と収益性に優れた伊丹との経営統合が行われた。 ・ 上記目的を達成するため、経営統合法では、両空港に係る公共施設等運営権の設定（以下「コンセッション」）を適時かつ適切な条件で実施することを新関空会社の責務として定めている。 ・ このため、同社は、LCC（格安航空会社）の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等の取組を積極的に進めており、これにより両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととしている。

《政策目的の根拠》

①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。

○コンセッション方式の対象拡大

・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。

③社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）

- ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。
- ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした

		<p>戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>④国土交通省成長戦略会議報告書（平成22年5月17日）（抜粋）</p> <p>関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹(大阪国際空港)の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッション（公共施設等運営権の設定）を行い、負債を早期かつ確実に返済する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>コンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済により、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>・将来推計</p> <p>新関空会社の中期経営計画（平成24年10月26日公表）では、早ければ平成26年度にも公共施設等運営権の設定を行うこととしており、これにより、運営権者が新関空会社に支払う対価について、適用されることが見込まれる。</p> <p>② 減収額</p> <p>・将来推計</p> <p>—</p> <p>※コンセッション対価等が現時点で見通せないため、減収額は不明。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となり、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が</p>

			<p>可能となることから、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~30年度)</p> <p>公共施設等運営権の設定に係る対価について、合理的な期間配分方法ではなく、一括で益金認識されることにより、設定当初時の法人税の課税額が多額に上ることが見込まれることから、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が難しくなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~30年度)</p> <p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公共施設等運営権は、管理者(新関空会社)による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支配・管理があること、 ・途中で残存事業期間分に相当する運営権対価の返還義務が生じること、 <p>という法的性質を有することから、運営権の対価についても、受取時に一括で益金認識するのではなく、存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識することが合理的であり妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を目的とするものであるため、役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長(法人事業税)
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「関空土地保有会社」)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関空会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・関空土地保有会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度: 創設</p> <p>平成21年度: 特例措置の延長(5年間)</p> <p>平成24年度: 新関空会社及び関空土地保有会社の拡充</p>
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社、◎中部国際空港株式会社</p> <p>関西国際空港(以下「関空」)及び中部国際空港(以下「中部空港」)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。</p> <p>関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、関空土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>さらに関空については、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを行うこととなっており、本特例措置により、コンセッションの円滑な実施が可能となる。</p>

《政策目的の根拠》

◎新関西会社及び関西土地保有会社

① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

② 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）

国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。

○コンセッション方式の対象拡大

・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。

③ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。
- ・ 関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値増大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全 24 時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営

		<p>や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄) (目的)</p> <p>第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。</p> <p>(中部国際空港)</p> <p>第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>②社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。 ・中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。</p>

			<p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。</p>																																			
8	有効性等	① 適用数等	<p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>・適用実績</p> <p>平成21年度～平成23年度：各年度3件 (関空会社：大阪府・東京都、関西国際空港用地造成(株)：大阪府)</p> <p>平成24年度：各年度4件 (新関空会社：大阪府・兵庫県・東京都、関空土地保有会社：大阪府)</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して：各年度4件</p> <p>◎中部会社</p> <p>・適用実績</p> <p>平成21年度～平成24年度：各年度2件 (愛知県・東京都)</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して：各年度2件</p>																																			
		② 減収額	<p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>・過去の実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関空会社(～H24.6)</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>関空土地保有会社(H24.7～)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>新関空会社(H24.7～)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度：各年度1,012百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度：各年度115百万円</p>	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	関空会社(～H24.6)	548	548	548	548	関空土地保有会社(H24.7～)					関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0	新関空会社(H24.7～)	—	—	—	464	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	中部会社	115	115	115	115
		会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																
関空会社(～H24.6)	548	548	548	548																																		
関空土地保有会社(H24.7～)																																						
関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0																																		
新関空会社(H24.7～)	—	—	—	464																																		
会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																		
中部会社	115	115	115	115																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21～28年度)</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務等の早期かつ確実な</p>																																					

返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。

◎中部会社

本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与しており、今後も引き続き、会社の財務体質の健全化、安定的な運営に寄与し、さらに航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与していく。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～28年度)

◎新関空会社及び関空土地保有会社

本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。

◎中部会社

本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度)

◎新関空会社及び関空土地保有会社

本特例措置が新設されなかった場合、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が困難となる。さらに、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが困難となり、コンセッションの早期実現への影響が懸念される。

◎中部会社

中部会社に過大な負担が発生することで、会社の財務体質の健全化、安定的な運営が難しくなる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～28年度)

◎新関空会社及び関空土地保有会社

本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られるとともに、コンセッションの早期実現が図られることにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西におけ

		<p>る航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p> <p><u>◎中部会社</u></p> <p>本特例措置により中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p><u>◎新関空会社及び関空土地保有会社</u></p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。よって、本特例措置は妥当である。</p> <p><u>◎中部会社</u></p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本特例措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本特例措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を期すための支援をするものであるため、役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p><u>◎新関空会社及び関空土地保有会社</u></p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現が図られる。</p> <p>これにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p><u>◎中部会社</u></p> <p>本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月(新関空会社及び関空土地保有会社)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>【特例措置の内容】</p> <p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 <ol style="list-style-type: none"> (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	観光庁 観光地域振興部観光地域振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設</p>
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p>
①	政策目的及びその根拠	

《政策目的の根拠》

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。

■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(沖縄振興計画)

第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

(略)

二 産業の振興に関する事項

第三章 産業振興のための特別措置

(観光振興計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3～8 (略)

(課税の特例)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

		<p>2 (略)</p> <p>■沖繩振興基本方針 (抄)</p> <p>II 沖繩の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖繩振興の方向</p> <p>(1)沖繩の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖繩の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖繩の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖繩の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2)観光・リゾート産業</p> <p>沖繩のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖繩の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖繩独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>・政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標20 観光立国を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成28年度の沖繩県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円</p> <p>※沖繩振興特別措置法に基づき沖繩県が策定する「沖繩21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖繩21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。</p> <p>なお、沖繩県においては、沖繩振興計画(沖繩21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖繩県の統計資料において公表している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖繩県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖繩県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握)</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		② 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設≒1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額</p> <p>・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度) 平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数:592 万人(うち外国人観光客数:38 万人) ・観光収入:3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に來襲した台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度)</p> <p>地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>沖縄の魅力をもつ観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>観光関連施設の設置が促進されることにより、当該地域の魅力が向上し、国内外からの誘客が促進され、地方公共団体の活性化にもつながる。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税、所得税)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当部局	国土政策局 広域地方政策課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 48 年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○新全国総合開発計画(昭和 44 年 5 月 30 日閣議決定) 第二部 地方別総合開発の基本構想 第3 東北地方開発の基本構想 3 主要開発事業の構想 小川原工業港の建設等の総合的な産業基盤の整備により、陸奥湾、小川原湖周辺ならびに八戸、久慈一帯に巨大臨海コンビナートの形成を図る。</p> <p>○国土形成計画(全国計画)(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) 第2章 産業に関する基本的な施策 第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出 (1) 魅力ある産業立地環境の整備 なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部及びむつ小川原地域については、これまでの検討を踏まえ、貴重な空間として我が国の発展に活用すべく開発を推進する。</p> <p>○むつ小川原開発について(平成 19 年 6 月 22 日閣議口頭了解) 別添むつ小川原総合開発会議(関係省庁会議)申し合わせ 1. 開発の推進 むつ小川原開発については、関係各府省において新むつ小川原開発基本計画(平成 19 年 5 月 14 日青森県策定)を参照しつつ、その推進のための所用の措置を講ずることとする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 37 総合的な国土形成を推進する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 『7必要性等①政策目的及びその根拠<<政策目的の根拠>>』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。
8	有効性等	① 適用数等	適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件はなかったことから、実績はない。
		② 減収額	減収額(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) -
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) - 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) - 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	造成後の工業用地を取得する企業に対し、1平方メートル当たり2,500円を補助することにより、産業立地の促進を図っている。(原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-

10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、法人が補償金等を取得し、その補償金等により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課、都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率※の縮減 2.75%(平成24~28年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 3,503件 H22年度 1,641件 H23年度 1,694件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 20,951百万円 H22年度 7,099百万円 H23年度 6,723百万円</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出している。</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額としている。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21 6,285百万円 H22 2,130百万円 H23 2,017百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出している。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>平成23年度末において、935.2千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国</p>

			の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収額等の試算(代替資産)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法

建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、圧縮限度額×税率30%の減収があったものとして算出している。

3. 減税額等

	代替資産			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	3,503	1,641	1,694	6,838
損金算入額(百万円)	20,951	7,099	6,723	34,773
減税額(百万円)	6,285	2,130	2,017	10,432
面積(m ²)	2,214,469	5,572,145	1,565,648	9,352,262

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、金銭補償に代えて収用等された資産と同種の資産を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 2件 H22年度 14件 H23年度 11件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 43百万円 H22年度 1,322百万円 H23年度 150百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>法人等が取得する収用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 13百万円 H22年度 397百万円 H23年度 45百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、10,724㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向 性	事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—

減収額等の試算(交換処分等)

1. 計算方法

法人等が取得する収用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とし、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

2. 減税額等

	代替資産			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	2	14	11	27
損金算入額(百万円)	43	1,322	150	1,515
減税額(百万円)	13	397	45	455
面積(m ²)	1,476	6,123	3,125	10,724

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に買い取り等の申出があった日から6か月以内に行われている場合など一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局総合整備課、都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24~28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,871件 H22年度 3,205件 H23年度 2,403件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 18,615百万円 H22年度 34,753百万円 H23年度 26,444百万円</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出している。</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21 5,585百万円 H22 10,426百万円 H23 7,933百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、14,207千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国</p>

			の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収額等の試算(5,000万控除)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法(5,000万控除)

補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

3. 減税額等

	5,000万			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	1,871	3,205	2,403	7,479
損金算入額(百万円)	18,615	34,753	26,444	79,812
減税額(百万円)	5,585	10,426	7,933	23,944
面積(m ²)	1,056,747	10,747,237	2,403,065	14,207,049

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第2号(法人税))	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用の対償に充てるため買い取られた場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室、都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24~28年度の目標値)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 45件 H22年度 70件 H23年度 24件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 314百万円 H22年度 478百万円 H23年度 185百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 94百万円 H22年度 143百万円 H23年度 56百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、95,010㎡(推計値)の土地が公共事業用地の代替地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向 性		事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(2号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	代替地			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	45	70	24	139
損金算入額(百万円)	314	478	185	977
減税額(百万円)	94	143	56	293
面積(m ²)	11,397	73,709	9,904	95,010

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第4号(法人税))	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社等により買収される場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 101件 H22年度 101件 H23年度 79件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,260百万円 H22年度 1,277百万円 H23年度 908百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 378百万円 H22年度 383百万円 H23年度 272百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な先行取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、1,199,732㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の先行取得が円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向 性	事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(4号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	公拡法			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	101	101	79	281
損金算入額(百万円)	1,260	1,277	908	3,445
減税額(百万円)	378	383	272	1,033
面積(m ²)	195,550	352,632	651,550	1,199,732

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(法人税、法人住民税、法人事業税)	
2	租税特別措置等の内容	大規模な住宅地造成事業のためにその施行区域内にある土地等とその事業により造成された宅地との交換をしたとき又は、造成された宅地を譲り受けることを約して土地等を造成事業者に譲渡し、かつ、その譲渡した年の12月31日までに造成された宅地を譲り受けたときは、譲り受けた宅地の取得価格から譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価格を控除した残額の範囲内で当該譲り受けた宅地の帳簿価格を損金経理によって減額等した金額を、当該事業年度の連結所得の金額上、損金の額に算入する。	
3	担当部局	土地・建設産業局企画課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和58年 創設 昭和63年 拡充	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要

		<p>(1)単身者 25 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。)</p> <p>(2)2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²</p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p> <p>全国 : 40% (平成20年) → 50% (平成27年) ※※</p> <p>大都市圏 : 35% (平成20年) → 50% (平成32年) ※※</p> <p>※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)</p> <p>① A : 子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B : 子育て世帯総数</p> <p>② A : 大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B : 大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m²</p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【適用数】 平成23年度 4件 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))</p> <p>【適用総額】 平成23年度 4.3億円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))</p> <p>② 減収額</p> <p>【法人税】 平成23年度 9,560万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出)に記載された損金算入額に税率(中小企業22%)をかけて算出)</p> <p>【法人住民税、事業税】 平成23年度 1億4,044万円 (「地方税における税負担軽減措置等の適用上協等に関する報告書」(第183回国会提出)に記載された影響額(地方法人特別税を含む額。単体・連結合計。))</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)となっている。なお、建築統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっている。</p> <p>【参考】 <1号及び3号の要件を満たす事業> 開発許可を受けた20ha以上の事業 平成22年度 3件 90.4ha 平成23年度 2件 66.0ha 平成24年度 2.5件 78.2ha(推計) (「開発許可制度施行状況調査」(国土交通省)。平成24年度については、平成22・23年度分の平均値。)</p> <p><2号及び3号の要件を満たす事業> 「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和63年法律第47号)」によって認定を受けた事業(平成25年8月時点) :累計36件、総事業区域面積1,968ha、総造成面積1,434ha</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)であるが、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっていることから、居住水準の改善が進んでいると推測される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～24年度) 上記のように、本特例は事業者の種地の取得を円滑化することにより、優良な宅地の供給を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>本特例措置は、法人が大規模な住宅地等造成事業のために宅地を交換する際の直接のインセンティブとなるものであり、住宅地造成事業を実施する主体に対する支援措置とは役割分担がなされている。</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>

11	評価結果の反映の方向性	<p>民間事業者等の種地取得を円滑化し、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて事業を促進することを通じて、住宅・宅地整備の促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成は安全・安心な社会を構築していく上で必要不可欠である。</p> <p>目標となる最低居住面積水準未達率については、目標達成途上にある(平成20年度実績:4.3%)ことから、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、原則として、換地処分のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 34 年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性	① 適用数等 過年度の適用数は、平成 22 年度:7件、平成 23 年度:3件、平成 24 年度:0件となっている。

等		本措置は、土地区画整理事業等において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
	② 減収額	<p>【法人税】</p> <p>平成 22 年度：損金算入総額が不明</p> <p>平成 23 年度：1 百万円(損金算入総額) × 0.3 = 0.3 百万円</p> <p>平成 24 年度：減収なし</p> <p>算出根拠：損金算入総額 × 法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成 22 年度：損金算入総額が不明</p> <p>平成 23 年度：0.3 百万円 × 0.173% = 0.05 百万円</p> <p>平成 24 年度：減収なし</p> <p>算出根拠：法人税減収額 × 法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成 22 年度：損金算入総額が不明</p> <p>平成 23 年度：1 百万円 × 0.084 = 0.08 百万円</p> <p>平成 24 年度：減収なし</p> <p>算出根拠：損金算入額 × 税率(8.4%)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>土地区画整理事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少</p>	

			<p>することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、その収用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成22年度：7件、平成23年度：7件、平成24年度：6件となっている。</p> <p>本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>【法人税】</p> <p>平成22年度：920百万円(損金算入総額)×0.3=276百万円 平成23年度：301百万円(損金算入総額)×0.3=90百万円 平成24年度：151百万円(損金算入総額)×0.3=45百万円 ※算出根拠：損金算入総額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成22年度：276百万円×0.173=47百万円 平成23年度：90百万円×0.173=15百万円 平成24年度：45百万円×0.173=7百万円 ※算出根拠：法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成22年度：920百万円×0.084=77百万円 平成23年度：301百万円×0.084=25百万円 平成24年度：151百万円×0.084=12百万円 ※算出根拠：損金算入額×税率(8.4%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度)</p> <p>平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度)</p> <p>平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度)</p> <p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市計画法 56 条 1 項の規定により買い取られる場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法 56 条 1 項の規定に基づいて買い取られ、対価を取得する場合、原則として、その収用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 38 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約 150 の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
有効性等	① 適用数等 過年度の適用数は、平成 22 年度:0 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。	

			本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—

11 評価結果の反映の方向性	<p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、原則として、買い取りのあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 50 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既成市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、

			円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:1件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。 本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度:48百万円(損金算入総額)×0.3=14百万円 平成23年度及び平成24年度:減収なし。 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:14百万円×0.173≒2.4百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:48百万円×0.084=4百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成24年) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成24年) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に14,700haとすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成24年) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、権利変換のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果

			の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:3 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度: 損金算入総額が不明 平成 23 年度及び平成 24 年度: 減収なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	①法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしなればならなくなった場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合は、それらの資産の譲渡があったものとみなし、その補償金等で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。 ②大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得したときは、その補償金で取得した代替資産の取得価額について譲渡がなかったものと見なす。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和34年度 創設 ②平成14年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。 《政策目的の根拠》 ①都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。 ②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。 ②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>②—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>②—</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>①平成 22 年度:75 件 平成 23 年度:60 件 平成 24 年度:83 件</p> <p>②大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった事例がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者を対象者としており、特定の者への偏りはない。</p>
	② 減収額	<p>①</p> <p>【法人税】</p> <p>平成 22 年度:3,145 百万円(損金算入総額)×0.3=943 百万円 平成 23 年度:3,352 百万円(損金算入総額)×0.3=1,005 百万円 平成 24 年度:3,975 百万円(損金算入総額)×0.3=1,192 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成 22 年度:943 百万円×0.173=163 百万円 平成 23 年度:1,005 百万円×0.173=173 百万円 平成 24 年度:1,192 百万円×0.173=206 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成 22 年度:3,145 百万円×0.084=264 百万円 平成 23 年度:3,352 百万円×0.084=281 百万円 平成 24 年度:3,975 百万円×0.084=333 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)</p> <p>②なし</p>
	③ 効果・達成目標の実	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には</p>

		現状況	<p>9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>① 権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 大深度地下使用法においては、土地収用法と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなければならなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の特例措置の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例措置を講ずることが妥当である。</p> <p>① 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>② なし</p> <p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		① 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市

		<p>街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合) (法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地区画整理事業が施行され、換地処分により土地等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約 1,090 地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度: 21 件、平成 23 年度: 0 件、平成 24 年度: 53 件 本措置は、土地区画整理事業において換地処分により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度: 2,361 百万円(損金算入総額) × 0.3 = 708 百万円 平成 23 年度: 減収なし 平成 24 年度: 2,011 百万円(損金算入総額) × 0.3 = 603 百万円 ※算出根拠: 損金算入総額 × 法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、換地処分において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、土地区画整理事業の根幹的な仕組みである換地処分において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合) (法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人が有する資産について、都市再開発法の市街地再開発事業が施行され、権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権利等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約 150 の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:66 件、平成 23 年度:54 件、平成 24 年度:57 件 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:305,626 百万円(損金算入総額)×0.3=91,687 百万円 平成 23 年度:10,404 百万円(損金算入総額)×0.3=3,121 百万円 平成 24 年度:35,004 百万円(損金算入総額)×0.3=10,501 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、権利変換において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、市街地再開発事業の根幹的な仕組みである権利変換において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（換地処分により清算金を取得する場合） （法人税、法人住民税、法人事業税）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、当該換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 22 年度:449 件、平成 23 年度:326 件、平成 24 年度:293 件となっている。</p> <p>本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>【法人税】</p> <p>平成 22 年度:1,398 百万円(特別控除額)×0.3=419 百万円 平成 23 年度:511 百万円(特別控除額)×0.3=153 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円(特別控除額)×0.3=6,780 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成 22 年度:419 百万円×0.173=72 百万円 平成 23 年:153 百万円×0.173=26 百万円 平成 24 年度:6,780 百万円×0.173=1,172 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成 22 年度:1,398 百万円×0.084=117 百万円 平成 23 年度:511 百万円×0.084=42 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円×0.084=1,898 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少す</p>

			ることで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合）</p> <p>（法人税、法人住民税、法人事業税）</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、当該収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。</p>
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 22 年度:16 件、平成 23 年度:22 件、平成 24 年度:26 件となっている。</p> <p>本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>【法人税】</p> <p>平成 22 年度:610 百万円(特別控除額)×0.3=183 百万円 平成 23 年度:1,118 百万円(特別控除額)×0.3=335 百万円 平成 24 年度:276 百万円(特別控除額)×0.3=82 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成 22 年度:183 百万円×0.173=31 百万円 平成 23 年度:335 百万円×0.173=57 百万円 平成 24 年度:82 百万円×0.173=14 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成 22 年度:610 百万円×0.084=51 百万円 平成 23 年度:1,118 百万円×0.084=93 百万円 平成 24 年度:276 百万円×0.084=23 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市計画法 56 条 1 項の規定により買い取られる場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法 56 条 1 項の規定に基づいて買い取られ、対価等を取得する場合、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 38 年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約 150 の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、当該取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既成市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これによ

			り、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:23 件、平成 23 年度:64 件、平成 24 年度:4 件となっている。 本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成 22 年度:419 百万円(特別控除額)×0.3=125 百万円 平成 23 年度:737 百万円(特別控除額)×0.3=221 百万円 平成 24 年度:384 百万円(特別控除額)×0.3=115 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成 22 年度:125 百万円×0.173=21 百万円 平成 23 年度:221 百万円×0.173=38 百万円 平成 24 年度:115 百万円×0.173=19 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成 22 年度:419 百万円×0.084=35 百万円 平成 23 年度:737 百万円×0.084=61 百万円 平成 24 年度:384 百万円×0.084=32 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年～平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年～平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年～平成 24 年) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合） （法人税、法人住民税、法人事業税）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 22 年度:0 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。</p> <p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	① 法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしなればならなくなった場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合には、それらの資産の譲渡があったものとみなし、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。 ② 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなればならなくなった場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得し、代替資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第64条第二項第二号)の適用を受けなかった時は、譲渡所得等の課税上、年間を通じて5,000万円を限度とする特別控除を認めることとする。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和38年度創設 ②平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。</p> <p>《政策目的の根拠》 ①都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。 ②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行)</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>②—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>②—</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>①平成22年度:960件 平成23年度:396件 平成24年度:1,076件</p> <p>②過去の実績:大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった事例がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者を対象者としており、特定の者への偏りはない。</p>
	② 減収額	<p>①</p> <p>【法人税】 平成22年度:18,777百万円(特別控除額)×0.3=5,633百万円 平成23年度:1,601百万円(特別控除額)×0.3=480百万円 平成24年度:16,263百万円(特別控除額)×0.3=4,878百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】 平成22年度:5,633百万円×0.173=974百万円 平成23年度:480百万円×0.173=83百万円 平成24年度:4,878百万円×0.173=843百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p>

			<p>平成 22 年度:18,777 百万円×0.084=1,577 百万円 平成 23 年度: 1,601 百万円×0.084=134 百万円 平成 24 年度:16,263 百万円×0.084=1,366 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)</p> <p>②-</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>②大深度地下使用法においては、土地収用法等既存の法令と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなければならなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>①土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>②なし</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	－
11	評価結果の反映の方向性	①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。 ②引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が有する土地等が、特定土地区画整理事業等以下のために買いとられる場合、二千万円を限度として、当該法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>①国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が土地区画整理事業、市街地再開発事業等として行う公共施設の整備改善、宅地造成、共同住宅の建設等の事業等により買い取られる場合</p> <p>②都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合</p> <p>③密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合</p> <p>④歴史的風土特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないため土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入の申出があり、府県等が買入れる場合。</p> <p>⑤特別緑地保全地区内の土地で、当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入れの申出があり、都道府県等又は緑地管理機構が買入れる場合。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に規定する集団移転促進事業計画において定められた移転促進区域内にある農地等が当該事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合。</p>
3	担当部局	<p>都市局市街地整備課</p> <p>住宅局総務課民間事業支援調整室</p> <p>住宅局市街地建築課</p> <p>都市局公園緑地・景観課</p> <p>都市局都市安全課</p>
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>①昭和 44 年度 創設 昭和 48、49、50、59、平成 2、3、11、16 年度 拡充</p> <p>②平成 13 年度 創設</p> <p>③平成 16 年度 創設</p> <p>④昭和 44 年度 創設</p>

		<p>⑤昭和 48 年度 創設 平成 6、7 年度 拡充</p> <p>⑥平成 6 年度 創設</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①②都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>③特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>④わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土の保存を図る。</p> <p>⑤都市において良好な自然的環を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区を保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。</p> <p>⑥災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①②都市再開法及び土地地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>③密集市街地における防災街区の整備に関する法律において、防災街区整備事業の目的が位置づけられている。</p> <p>④古都保存法において、古都における歴史的風土の保存の目的が位置づけられている。</p> <p>⑤都市緑地法において、都市における緑地の保全の目的が位置づけられている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律において、集団移転促進事業の目的が位置づけられている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>①②政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>④⑤政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>⑥政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①②社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業等の促進を図る。</p> <p>③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す。</p>	

- ④古都における歴史的風土を保存するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う歴史的風土特別保存地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。
- ⑤都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。
- ⑥住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の譲渡益について課税の特例を措置することにより、土地所有者の合意を早期に取り付け、当該区域内にある住居の集団的移転の円滑な推進を図る。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

- ①都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。
- ②都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。
- ③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積をおおむね解消することを目標とする。
- ④買入れは、土地の所有者から府県等へ買い入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。
- ⑤買入れは、土地の所有者から都道府県等へ買い入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。
- ⑥当事業は、災害が発生した場合などに実施するものであり、あらかじめ成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではないが、東日本大震災の被災地域において、当事業を実施するための集団移転促進事業計画が 180 地区(24 市町村、平成 24 年度末)で策定されたことを踏まえ、これらの事業終了年度までの用地の取得の完了を目標とする。

【事業終了年度】

- 平成 25 年度: 31 地区
- 平成 26 年度: 75 地区
- 平成 27 年度: 71 地区
- 平成 28 年度: 2 地区
- 平成 30 年度: 1 地区

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

- ①②土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
- ③防災街区整備事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課

		<p>税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>④本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に行われることが歴史的風土の保存に寄与するものである。</p> <p>⑤本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の保全が確実に行われることにより良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するものである。</p> <p>⑥本措置は、住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより当該土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置により、土地の譲渡が活発化することで、当該区域内における住居の集团的移転の円滑な推進に寄与するものである。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>①平成 22 年度:75 件 平成 23 年度:107 件 平成 24 年度:17 件</p> <p>②平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件</p> <p>※現在、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。</p> <p>③平成 23 年度 0 件 平成 24 年度 0 件</p> <p>④平成 22 年度 1 件 平成 23 年度 2 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑤平成 22 年度 4 件 平成 23 年度 4 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑥平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:4 件</p> <p>※ 平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において約 50 件の適用が見込まれている。</p>
	② 減収額	<p>①平成 22 年度:562 百万円×0.3=168 百万円 平成 23 年度:593 百万円×0.3=177 百万円 平成 24 年度:276 百万円×0.255=70 百万円 算出根拠:特別控除額×法人税率(30%及び 25.5%)</p> <p>④平成 22 年度:6 百万円×0.4069=2 百万円 平成 23 年度:28 百万円×0.4069=11 百万円 平成 24 年度:60 百万円×0.3801=23 百万円 算出根拠:特別控除額×法人実効税率(40.69%及び 38.01%)</p> <p>⑤平成 22 年度:80 百万円×0.4069=33 百万円</p>

		<p>平成 23 年度: 80 百万円 × 0.4069 = 33 百万円 平成 24 年度: 60 百万円 × 0.3801 = 23 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人実効税率 (40.69% 及び 38.01%)</p> <p>⑥平成 22 年度: 0 円 平成 23 年度: 0 円 平成 24 年度: 22 百万円 × 0.255 = 6 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人税率 (25.5%)</p> <p>※平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において、約 120 百万円の減収額が見込まれている。 470 百万円 × 0.255 = 120 百万円</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0% にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>②平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 25 年度に 41.0% とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>③実績値 5,745ha (平成 23 年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれており、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>④本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に行われた。古都における歴史的風土を保存するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑤本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の円滑な買入れ及び保全が確実に行われた。都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、平成 23 年度から平成 24 年度末までの間に集団移転促進事業計画が策定された地区の数が 180 (24 市町村) となり、集団移転促進に向けた政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>②本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。</p>

平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。

③密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約 1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成 32 年度までに、おおむね解消(不燃領域率 40.0%以上等)することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。

④—

(買入れは、土地の所有者から府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)

⑤—

(買入れは、土地の所有者から都道府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)

⑥集団移転促進事業計画が 180 地区(24 市町村、平成 24 年度末)で策定され、東日本大震災の被災地域の集団移転の実施に向けた用地取得に必要な測量・地権者調査が開始されており、すでに平成 24 年度末において 4 件の用地取得が行われている。また、平成 25 年度以降、用地の取得が本格化する見込み(約 50 件)である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)

①本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。

②市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、現在事業中の全国約 150 地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

③本措置は密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。

④土地を保有し続ければ厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる優遇措置を講じることにより買入れを円滑化し、歴史的風土の保存のための府県等による保全を確実に行うことができる。

⑤土地を保有し続ければ厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる特別措置を講じることにより買入れを円滑化し、都市において良好な自然的環境を形成している緑地の都道府県等に

		<p>よる適正な保全を確実に行うことができる。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域にある住居の移転は極めて公共性が高い反面、当該区域内に農地等を有する地権者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が移転を判断する上での重要な要素となっており、平成24年度の減収額は6百万円であったが、他の手段では代替が困難であるため、税収減を是認するような効果が認められるものである。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①②③用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>④⑤公共性の高い土地の買収を進めるにあたって、これに伴う譲渡者の税負担を軽減するものであり、譲渡者に対し一律に適用することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p> <p>⑥移転促進地域内における農地等の買取りは非常に公共性の高い事業であり、当該農地等の買取りを進めるに当たりその所有者の負担を公平に軽減するためにも、土地の譲渡者に一律に税負担の軽減を適用する租税特別措置によることが適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>①②土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>③防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>④歴史的風土の保存に関しては、各種の補助制度等があるが、土地所有者から府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑤特別緑地保全地区の保全に関しては、保全に対する各種の税制や土地の買入れに対する補助制度があるが、土地所有者から都道府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に関しては、施行者である地方公共団体に対して住宅団地の用地取得費等を補助する制度があるが、本特例措置については、被災地域等の土地の所有者に対して特例措置を講じるものであり、明確な役割分担がなされている。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	①②③④⑤⑥-
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向 性	<p>①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p> <p>③本措置は、創設後 10 年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>④本措置は、土地の買入れを円滑化し、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全により、歴史的風土の保存に寄与するものである。歴史的風土特別保存地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑤本措置は、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全する特別緑地保全地区について、土地の買入を通じて保全を推進しているところであり、これらは良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与している。特別緑地保全地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑥本租税特別措置を引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人がその有する土地等を、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等の一定の事業の用に供するため、特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等を地方公共団体又は防災街区整備推進機構に譲渡する場合、同一事業年度内の同一暦年中の譲渡について、年 1500 万円を限度としてその譲渡益を特別控除するものである。
3	担当部局	都市局都市安全課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 9 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 密集市街地における効率的かつ円滑な防災街区の整備の促進。</p> <p>《政策目的の根拠》 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律において、防災街区整備組合が行う促進地区内防災街区整備計画に適合する事業の目的が位置づけられている。</p> <p>政策目標4 水害等の災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減し、地方公共団体等による事業用地の取得を容易にし、防災上危険な市街地の改善を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積を平成 28 年度末までに 13,000haとすることを旨とする。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成 32 年度末までに概ね解消することを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置に</p>

			より、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度: 1 件 平成 23 年度: 3 件 平成 24 年度: 2 件 本措置は、事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており対象者は偏っていない。 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画における密集市街地には個人が所有している木造の老朽家屋が多く、法人所有の土地・建物が少ないこと、また、当該制度を利用した事業は用地の取得に強制力を伴わないものであり、当該土地所有者の任意のタイミングにおいて土地が譲渡されることなどから計画策定から土地買取りまでに時間を要していることもあり、適用数が僅少であったものと思慮される。
		① 減収額	平成 22 年度: $2 \text{ 百万円} \times 0.3 = 1 \text{ 百万円}$ 平成 23 年度: $30 \text{ 百万円} \times 0.3 = 9 \text{ 百万円}$ 平成 24 年度: $8 \text{ 百万円} \times 0.255 = 2 \text{ 百万円}$ 算出根拠: 特別控除額 \times 法人税率 (30% 及び 25.5%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され、防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積が増加するなど防災街区の整備の促進が図られており政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積は平成 24 年度末に 8,016ha となり、達成目標に向かって着実に増加している(平成 22 年度末は 6,158ha)。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積については、平成 23 年度末に 5,745ha と減少している(平成 22 年度末は 6,000ha)。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され(事業完了 4 地区、事業実施中 5 地区)、平成 22、23 年度の減収額は 1 百万円、平成 24 年度の減収額は 8 百万円であり、本特例措置により円滑な防災街区の整備の促進が図られ、火事や地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能が確保されている。これらの効果は減収額に替えられないため、税収減を是認するような効果があるものとする。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	用地の取得に係る時期や対象者は、あらかじめ予測ができないことから、補助金では予算を適切に手当することは行政の効率性の観点から非効率であり、その他の手段での公平な措置は困難。本措置は、該当土地所有

			者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はなく、本措置を行うことが妥当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 認定中心市街地の区域内にある土地等が地方公共団体又は中心市街地整備推進機構に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から 1,500 万円を特別控除 (根拠条文) 租税法 § 34 の 2、§ 65 条の 4、§ 68 条の 75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 18 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定基本計画の内容に即して行う公共施設の整備等に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって認定中心市街地区域内の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により中心市街地整備推進機構又は地方公共団体に対する円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の

			達成目標に寄与する。																				
8	有効性等	① 適用数等	(適用件数 単位:件)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平 21</th> <th>平 22</th> <th>平 23</th> <th>平 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち、地方公共団体に対する譲渡件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平 21	平 22	平 23	平 24	総件数	0	2	0	1	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡件数	0	0	0	0	うち、地方公共団体に対する譲渡件数	0	2	0	1
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24																
			総件数	0	2	0	1																
			うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡件数	0	0	0	0																
		うち、地方公共団体に対する譲渡件数	0	2	0	1																	
		(適用金額 単位:百万円)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平 21</th> <th>平 22</th> <th>平 23</th> <th>平 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡金額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち、地方公共団体に対する譲渡金額</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平 21	平 22	平 23	平 24	総額	0	20	0	15	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡金額	0	0	0	0	うち、地方公共団体に対する譲渡金額	0	20	0	15	
		年度	平 21	平 22	平 23	平 24																	
		総額	0	20	0	15																	
うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡金額	0	0	0	0																			
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	0	20	0	15																			
② 減収額	(単位:百万円)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平 21</th> <th>平 22</th> <th>平 23</th> <th>平 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡に係る減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平 21	平 22	平 23	平 24	総額	0	3	0	2	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0	うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	0	3	0	2		
	年度	平 21	平 22	平 23	平 24																		
	総額	0	3	0	2																		
	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0																		
うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	0	3	0	2																			
減収額の算出は以下の通り行った。																							
<p>【1件あたりの譲渡金額が 1500 万円以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の土地の所有者が個人の場合:1500 万円×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:1500 万円×0.3(税率)×件数 <p>【1件あたりの譲渡金額が 1500 万円未満の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数 																							
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であり、政策目的が実現できているとは言い難い状況にあるが、当措置によって用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による用地取得が円滑に行われるものと考えらる。																						

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であるが、本措置により地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化が図られるものとする。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平 21 年度～平 25 年度) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果測定することは困難である。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 資産の譲渡であることから補助金等他の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本租税特別措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人が所有する土地等を景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項4号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地として、地方公共団体または同条第92条第1項に規定する景観整備機構に譲渡した場合に、譲渡した法人はその1500万円を上限として、譲渡所得から控除することができる。	
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>景観法(平成十六年六月十八日法律第百十号)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の策定を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>良好な景観形成を図るためには、地方公共団体等により景観重要公共施設等が適切に保全・整備されることが重要であることから、景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業に際して土地の譲渡人の負担が確実に軽減され、良好な景観形成に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ) 本措置は景観重要公共施設整備の事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。
		② 減収額	平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は譲渡所得の一定額を控除し当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであり、補助金等の他の手段にはなじまないことから、租税特別措置によることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		良好な景観形成を図るためには、地域の景観重要公共施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 都市再生整備計画に記載された事業に必要な土地が地方公共団体又は都市再生整備推進法人に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から 1,500 万円を特別控除 (根拠条文) 租税法 § 34 の 2、§ 65 条の 4、§ 68 条の 75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による、都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による都市再生整備計画区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業が相まって都市再生整備計画区域の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により都市再生整備推進法人又は地方公共団体による円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の達成目標に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	(適用件数 単位:件)				
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24
		総件数	114	58	55	24	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0
			うち、地方公共団体に対する譲渡件数	114	58	55	24
			(適用金額 単位:百万円)				
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24
			総額	311	448	361	171
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
			うち、地方公共団体に対する譲渡金額	311	448	361	171
		② 減収額	(単位:百万円)				
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24
			総額	50	82	58	39
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0
			うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	50	82	58	39
			減収額の算出は以下の通り行った。				
			【1件あたりの譲渡金額が 1500 万円以上の場合】				
			・従前の土地の所有者が個人の場合:1500 万円×0.15(税率)×件数				
			・従前の土地の所有者が法人の場合:1500 万円×0.3(税率)×件数				
			【1件あたりの譲渡金額が 1500 万円未満の場合】				
			・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数				
			・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数				
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 20.4~平 25.3)				
			件数、金額ともに減少傾向にあり、政策目的が十分に実現できていると言 い難い状況にあるが、当措置により用地提供者の税負担を軽減すること により、地方公共団体又は都市再生整備推進法人による用地取得が円滑に 行われるものとする。				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平 20.4～平 25.3) 個人地権者からの土地譲渡が適用件数の大半を占めており、本特例措置が、土地の円滑な譲渡と都市再生整備計画区域の整備推進に一定の貢献をしているものとする。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平 20.4～平 25.3) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果を測定することは困難である。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 資産の譲渡であることから補助金等の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き存続する
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人が、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するため、認定重点区域内の土地等(棚卸資産を除く。)を地方公共団体または歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合に、法人にあつては年 1,500 万円を限度としてその譲渡所得から控除することができる。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 歴史的風致維持向上支援法人等による、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するための用地等の取得を促進することにより、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年五月二十三日法律第四十号) 第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における歴史的風致の維持及び向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>歴史的風致の維持向上によるまちづくりの推進を図るためには、歴史的風致維持向上支援法人等により、地域の歴史的な建造物等を保全・整備されることが重要である。認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共・公用施設の整備に関する事業に際して、土地の譲渡人の負担が確実に軽減され、地域の歴史的な建造物等の保全・整備が推進されることにより、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)</p> <p>本措置は認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。</p>
		② 減収額	<p>平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度)</p> <p>全国で 35 の地方公共団体が歴史的風致維持向上計画の認定を受け、当該計画に基づく取組を進めており、また、今後も歴史的風致維持向上計画の認定市町村数の増加が見込まれることから、本特例措置適用による地域における歴史的風致の維持及び向上が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度)</p> <p>本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22～24 年度)</p> <p>本制度が創設されて5年が経過しているものの、歴史的風致の維持向上を図るために必要な公共施設又は公用施設の整備は短期間でできるものではないため、現時点での効果は確認できない。</p> <p>しかし、歴史的風致維持向上計画の認定都市数は着実に増加しており(平成 22 年度:22 都市認定から平成 24 年度:35 都市認定に増加)、今後も、認定都市は増加する見込みであるため、それに伴い、公共施設又は公用施設の整備も期待されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例は、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図るため、認定歴史的風致の維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に協力する土地所有者等に対し、譲渡所得の一定額を控除し、当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段には馴染まない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	
11	評価結果の反映の方向 性	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（法人税）	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する、生産緑地法第6条第1項に規定する生産緑地地区内の土地について、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障で国土交通省令第4条に定めるものを有するに至ったときに市町村長に対して買い取りを申し出た場合に、地方公共団体及び土地開発公社その他政令第2条で定める法人（以下、「地方公共団体等」という。）が買取る場合に、一千五百万円を限度として、当該法人が土地の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。	
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年 拡充	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資する。 ----- 《政策目的の根拠》 生産緑地法において、生産緑地地区を定める目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市街化区域内にある農地等で、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものの適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 買い取りは、土地の所有者から市町村長に対して買い取りを申し出た場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取り組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが円滑に実施され、行為制限等に対する土地所有者への代償及び地方公共団体等による生産緑地地区の適正な保全が行われることにより、良好な都市環境の形成に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	平成22年度：0件 平成23年度：0件 平成24年度：0件

			(都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ)
		② 減収額	平成 22 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 23 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 24 年度：0 百万円×38.01%=0 百万円 算出根拠： 特別控除額（都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ）×法人税率（40.69%及び 38.01%）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 三大都市圏の特定市を中心に全国で約 1.4 万 ha の生産緑地が指定されているところであり、買い取り申出件数は、1,855 件（平成 24 年度実績）にのぼっている。今後も農業従事者の高齢化等を要因とする買い取り申し出件数の増加が見込まれるところであり、本特例措置適用により公共用地の確保が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 本特例措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 法人の農地所有割合は 1.3%（平成 22 年度、全国）と個人所有と比較して極端に少ないこと、また道路・公園等の公共事業による買収の場合は別の特例措置が適用となることなどから、過去 3 年度にける効果は確認できない。しかしながら、農業従事者の高齢化等により生産緑地の買い取り申出件数は増加してきており、今後も増加していくことが予想されることから、それにともない公共施設等の用地として買収されることが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、生産緑地の買い取り申し出に基づく公共の用に供する土地の買収の円滑な実施を図るため、生産緑地の所有者に対し、譲渡所得の一定額を控除し、公共施設等の整備に要する事業の推進に寄与する。当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段にはなじまない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	生産緑地の保全に関しては、保全に対する各種の税制の特例措置があるが、土地所有者から地方公共団体等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		生産緑地の買い取りの申し出に的確に対応し、生産緑地を活用した公共施設の用に供する土地の確保の推進を図る必要がある。買い取り申し出と公共施設用地取得のタイミングが合致するケースは多くはないものの、今後も継続していくことによって施策の有効性の把握に努めるものとする。

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域地区等の定められた区域等の譲渡)</p> <p>(法人税、法人住民税、法人事業税)</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が有する市街地再開発促進区域等内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合又は中心市街地活性化法等に規定する土地区画整理事業等において公益的施設等の用地とするための保留地を設けるために土地等を譲渡する場合には、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。</p>
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 50 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法及び土地区画整理法において、当該事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 市街地再開発促進区域等は、市街地再開発事業等の推進のために都市計画に定めるものであるが、当該区域内における建築は許可制となっており、事業の推進に支障がある場合には許可に代え土地等を買収することとしている。 本措置は、従前地権者の権利保護を実現することで、当該買収取り制度を実現しているものであり、現在事業中の地区及び今後事業化が予定され</p>

			ている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については多数の事業が予定されており、今後の適用が見込まれる。 本措置は、市街地再開発促進区域等にある土地が地方公共団体等に買い取られる場合に幅広く利用されるものであり、該当する従前地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年) 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置が適用される従前土地の買い取りは、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方、市街地再開発促進区域内等にある従前土地の買い取りは、事業の推進という公共の福祉の実現のため、個人の所有する資産について半強制的に実施されるものである。本措置は、当該買い取りの対価に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(換地困難な場合の土地等の譲渡) (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地区画整理法による一定の土地区画整理事業が施行された場合、建物等が建築基準法に規定する一定の建物等に該当し、換地を定めることが困難であることにつき清算金を取得する場合、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に

			寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:0 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の適用となる清算金の交付は、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、当該事業の結果として従前の土地利用を実現することが困難として清算金が交付されることがあるが、これは公共の福祉の実現のため、従前地権者の資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税、所得税)
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人がその有する土地等を、沿道整備道路の沿道整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成又は建築物の整備に関する一定の事業の用に供するために地方公共団体又は一定の沿道整備推進機構に譲渡した場合には、年 1500 万円を限度としてその譲渡取得を特別控除するものである。
3	担当部局	道路局環境安全課道路環境調査室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 8 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十四号) 第一条 この法律は、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道整備道路の指定、沿道地区計画の決定等に関し必要な事項を定めるとともに、沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。</p> <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標5 快適な道路環境等を創造する</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 道路交通騒音により生ずる障害の防止及び幹線道路の沿道にふさわしい土地利用、都市環境整備の実現</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、緩衝建築物の建築促進、地方公共団体又は沿道整備推進機構の用地取得の円滑化、沿道整備権利移転等促進計画に基づく円滑な権利移転等を促進する必要があり、本特例措置の適用により、土地所有者の税の負担が軽減さ</p>

			れ、土地所有者の協力が得られやすくなり、地方公共団体又は沿道環境整備推進機構による円滑な土地取得が図られ、沿道環境の整備の推進に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		② 減収額	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されていることから、引き続き沿道環境の整備を推進するため、本特例措置の継続が必要である。
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用により、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成を図るためには、引き続き、用地の円滑な取得を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要である。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等を譲渡した場合等のように、その事業内容からみて土地等の買い取りを促進する必要があると認められる事業のための土地等の譲渡益について、特別控除を認めることは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」第15条の規定による退職金支払確保契約に係る掛金は損金に算入することができる。	
3	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年創設 平成16年改正	
6	適用期間	恒久税制	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る資金の確保。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第28条第1項(個人)、第66条の11第1項(法人) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標22 国際・競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金の納付を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いのための掛金の納付金額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主において、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金が納付されることにより、特定事業主は計画的かつ円滑に退職金の支払資金を準備することができ、離職者対策等の円滑な実施に寄与。
8	有効性等	① 適用数等	○掛金(累計):13,652百万円 ○対象人数:2,399人 ○対象会社数:47社
		② 減収額	平成22年度実績 0百万円 平成23年度実績 0百万円 平成24年度実績 0百万円

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 現在の本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るための再編基本方針に対する対応は、完了している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 過去 3 ヶ年における本措置の適用は無い。 平成 22 年度実績 0 件 平成 23 年度実績 0 件 平成 24 年度実績 0 件</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 対象期間においては、本措置の適用はなく、減収は発生していないが、これまで本措置を含む旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきている。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される当該措置を含めた各種対策と合わせ、旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について、実施計画を作成し、大臣の認定を受けた場合については、交付金交付を受けることができる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(法人税)</p> <p>① やむを得ない事情により防災街区整備事業の権利変換を希望しない場合の補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換における過小床不交付に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>③ 防災街区整備事業の権利変換において新たな権利に変換されない権利に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項6号の2)</p> <p>④ 集団規定に適合しない建築物に対する是正措置に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項8号)</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>① 防災街区整備事業の施行地区内の宅地の所有者等の従前権利者が、やむを得ない事情により、権利変換を希望せずに転出する場合の「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(密集法)第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換を受けた結果、従前権利者の床面積が過小となった場合の密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>③ 従前資産に関して有する権利のうち、防災街区整備事業の権利変換により新たな権利に変換しないものに係る密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>④ 建築基準法の集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置に係る補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該措置のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p>
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①～③:平成 16 年 創設 ④:昭和 41 年 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>・①～③について</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災</p>

		<p>街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>・④について 公益上著しく支障のある建築物に対する措置を講じること等により、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・①～③について 密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p> <p>・④について 建築基準法第1条、第11条(建築基準法第3章の規定に適合しない建築物に対する措置)</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>・①～③について 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>・④について 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③について 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す。 ※ 最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標(不燃領域率 40% 未満等)に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。 ・④について 建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減することで、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③について 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③について 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 ・④について 個人の所有する資産について公共のため又は社会福祉のため必要がある場合には、土地収用法その他の法令の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買収されることがある。これらの規定と同様の趣旨で、建築基準法第 11 条は、集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置(当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止、使用制限)を定めるとともに、このような強制的な措置に係る補償についても義務付けているところである。 この補償金については、所得の金額の計算上、益金算入されることとなるが、このような強制的な措置に伴い生じた所得の額に課税することは、その譲渡が個人の自由な意思に反するものであることから、税制上の特例措置を講じる必要があり、これに伴う補償に係る譲渡益に対する課税のあり方は、従前所有者等にとっては極めて重要な要素であるため、本特例により、税制措置の円滑な実施が図ることが可能となる。
--	---------------------	---

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績】</p> <p>①～④について、平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けない法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について <ul style="list-style-type: none"> 防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区（平成25年4月1日時点） 同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 ※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済（事業中を含む）6地区における法人数と同じ割合にて算出 ④について <ul style="list-style-type: none"> 課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。
		② 減収額	①～④について、平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について <ul style="list-style-type: none"> 実績値 5,745ha（平成23年度） 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。 ④について <ul style="list-style-type: none"> 課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。 <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について <ul style="list-style-type: none"> 密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消（不燃領域率40.0%以上等）することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 ④について <ul style="list-style-type: none"> 課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。 <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について <ul style="list-style-type: none"> 本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 ④について <ul style="list-style-type: none"> 本措置は、建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減するものであり、これにより所有者等の協力が得られやすくなり、処分の円滑化に資することとなる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際等に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者等に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・①～③について 防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性	・①～③について 本措置は、創設後 10 年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。 ・④について 本措置は、課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用することで、その所有者等の負担を軽減し、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る必要があることから、当該措置の継続は必要であると考え。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する政令で定める資産について、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の権利変換により施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の権利変換手続きにおいて施行再建マンションの資産を取得し、施行マンションの資産を譲渡した場合の譲渡所得に係る法人税を圧縮記帳で損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備</p> <p>① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生</p> <p>住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20)→95%(平32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20)→28%(平32) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>今後の老朽化マンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づく建替事業の円滑化を図ることは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>							
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績】</p> <p>平成22～24年度 適用なし</p> <p>※当該期間においては、権利変換を受ける区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、対象法人について権利変換による所得が生じなかったことによる。</p> <p>【将来推計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づくマンション建替事業の権利変換を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において本特例の適用を受ける法人数の推計7法人 <p>※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可法人数の割合から算出。</p>							
		減収額	<p>平成22～24年度 減収なし</p> <p>本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。</p>							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業認可件数</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>6件</td> <td>1,210戸</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>6件</td> <td>509戸</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5件</td> <td>450戸</td> </tr> </table>	平成22年度	6件	1,210戸	平成23年度	6件	509戸	平成24年度
平成22年度	6件	1,210戸								
平成23年度	6件	509戸								
平成24年度	5件	450戸								

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~24年度)</p> <p>耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は法人区分所有者が権利変換で施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなすものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与するものであり、税込減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>資産の取得に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は法人の区分所有者が権利変換に伴い資産を取得した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置等を引き続き維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(法人税) ・防災街区整備事業における権利変換に伴い取得した場合の課税の特例(租特法第65条第1項5号)
2	租税特別措置等の内容	防災街区整備事業の施行に伴い、権利変換により取得した資産について、当該資産取得価額から権利変換により譲渡した資産の価額を控除した額について課税の繰り延べを認める。
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p>
		<p>「住生活基本計画(全国計画)(平成 23 年 3 月 15 日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成 23 年 12 月 27 日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p>
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》

	及び測定指標	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。</p> <p>※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績】 平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けた法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】 ・防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区(平成25年4月1日時点) ・同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 ※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済(事業中を含む)6地区における法人数と同じ割合にて算出</p>
	② 減収額	平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消(不燃領域率40.0%以上等)することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は、創設後 10 年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合で、譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が、譲渡した土地等帳簿価額等の価額を超えるときは、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入する。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合の譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省政策評価基本計画 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらし、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20)→95%(平32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20)→28%(平32)
8	有効性等	① 適用数等	【過去の適用実績】 平成22～24年度 適用なし ※当該期間においては、権利変換を受けずに転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、やむを得ない事情に該当し補償金を受ける法人が存しなかったことによる。 【将来推計】 ・法に基づくマンション建替事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において権利変換をせずに補償金を受け転出する法人数の推計14法人。 ※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。
		減収額	平成22～24年度 減収なし 本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業

			<p>認可件数</p> <p>平成22年度 6件 1,210戸</p> <p>平成23年度 6件 509戸</p> <p>平成24年度 5件 450戸</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は法人区分所有者が売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合、譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損金算入するものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与し、税込減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>資産の譲渡に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は法人の区分所有者が資産譲渡した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置等を引き続き維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用され、法人が補償金を取得し、その補償金により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。	
3	担当部局	鉄道局 総務課 企画室	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業実施者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	【過去の適用実績(国土交通省調べ(推計))】 平成 22 年度 24 件 1,164 百万円 平成 23 年度 24 件 498 百万円 平成 24 年度 8 件 58 百万円 (推計方法) 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化により効率的な事業を推進するという政策目的における租税特別措置の効果を分析するためには、当該土地等に係る適用額を把握することが適切であること、また、本租税特別措置は対象が広範囲に及んでいることから、対象を平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業に限定して独自の調査を実施し、件数及び適用額を記載している。

		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>平成 22 年度 349 百万円 平成 23 年度 149 百万円 平成 24 年度 16 百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、起業者が土地所有者に対して支払った補償金の額を圧縮限度額と想定し、圧縮限度額×税率 30%(平成 24 年度については税率 28.05%)の減収があったものとして算出している。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度)</p> <p>平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、平成 24 年度末において 95,105 m²(国土交通省調べ)の土地が鉄道事業用地として確保された。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度)</p> <p>本租税特別措置が適用されることにより、鉄道事業の用に供する土地等の円滑な取得が図られ、効率的な事業の推進に寄与した。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度)</p> <p>本租税特別措置によって、事業施行者による鉄道事業用地の収用が円滑に行われることになるため、効率的な事業の実施が可能になるとともに、鉄道整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、事業施行者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中部国際空港整備準備金(法人税)
2	租税特別措置等の内容	中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、空港用地の取得価額の10%相当額と、累積限度基準額から当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を控除した金額とのいずれか低い金額(当期の所得の3分の2相当額を限度)を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設
6	適用期間	平成25年4月1日から政府が保証契約をしている債務の返済の完了が予定されている平成47年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中部国際空港は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港の一つであり、航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。 ・空港法(昭和31年法律第80号) 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。 第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。 三 中部国際空港 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第一項の規定による指定があったときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。 ・空港の設置及び管理に関する基本方針(平成20年国土交通省告示第1504号) 第三 空港の運営に関する基本的な事項 7 空港会社の運営のあり方 空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替不可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を発揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、その自主性を最大限尊重した経営環境・体制

		<p>整備を講じることとする。</p> <p>空港会社は、自らの運営する国際拠点空港の公共的な役割を十分認識し、(中略)、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の国際航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化に貢献すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、国は、空港会社に対して、(中略)、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。</p> <p>・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)</p> <p>中部国際空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。</p> <p>中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中部国際空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中部会社の貸借対照表の改善状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講ずることにより、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 ・適用実績:なし ・将来推計:中部会社の繰越欠損金が解消され次第、適用が見込まれる。</p> <p>② 減収額 ・適用実績:なし ・将来推計:中部会社の繰越欠損金が解消され次第、減収が見込まれる。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成25年7月) 本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、政策目的は、より一層推進される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成25年7月) 本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年4月～平成25年7月) 本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、空港建設費用の相当部分を占める土地の造成費用を準備金の積立対象にすることにより、他の減価償却資産と同様に費用化するのと同等の効果が与えられることとなるため、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部国際空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等による資金調達の際の信用力の補完等により空港の整備・運営を支援することと、本措置以外の税制上の特例措置が相まって政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、航空ネットワークの強化や国際競争力の強化が促進されるものであるため、引き続き存続すべき制度である。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(法人税、所得税)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買取等がなされ、補償金等を取得し、その補償金等により収用により譲渡した資産と同種の資産(代替資産)の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 42 年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 16 件 平成 23 年度 : 6 件 平成 24 年度 : 8 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 0 百万円 平成 23 年度 : 2 百万円 平成 24 年度 : 2 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 30 件の土地の買入れを実施。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税收減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（法人税、所得税）
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に取り出があった日から6か月以内に行われているなど一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特別措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和42年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成22年度 : 16件 平成23年度 : 6件 平成24年度 : 8件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成22年度 : 0百万円 平成23年度 : 2百万円 平成24年度 : 2百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 30 件の土地の買入れを実施。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税收減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税、所得税)
2	租税特別措置等の内容	<p>個人または法人の有する土地等が、国・地方公共団体等が行う特定土地区画整理事業等以下のために買い取られる場合、2,000万円を限度として、当該個人または法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる等の特別措置である。</p> <p>○航空法第49条第4項の規定により買い取られる場合。</p> <p>○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下、「騒防法」という)第9条第1項に規定する第2種区域内にある土地等が、第9条第2項の規定により買い取られる場合。</p> <p>○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下、「特騒法」という)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等が、第8条第1項の規定により買い取られる場合。</p>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課、首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第49条第4項:昭和44年より適用 ・騒防法第9条第2項:昭和47年より適用 ・特騒法第8条第1項:昭和53年より適用
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港内及び空港周辺において、建築物、植物その他の物件の高さは制限されており、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去を進めることにより、航空機の離着陸及び飛行の安全を確保する。 ・成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域(航空機騒音障害防止特別地区)における土地の買取りを促進する。 <p>《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」</p>
	②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含</p>
	③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 空港周辺において、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去と騒防法に規定される「第2種区域」及び特騒法に規定される「航空機騒音障害防止特別地区」に所在する土地の買入れを容易にし、特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の円滑な取得に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 21 件 6 件 平成 23 年度 : 5 件 3 件 平成 24 年度 : 10 件 5 件</p> <p>買取証明書の実績件数に基づく。</p>
		② 減収額	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 69 百万円 16 百万円 平成 23 年度 : 24 百万円 3 百万円 平成 24 年度 : 30 百万円 30 百万円</p> <p>買取証明書の実績額に基づく推計値。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、特定飛行場で 36 件、成田国際空港で 14 件の土地の買入れを実施。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)に所在する土地の買入れについては、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、土地の買入れの促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が土地を譲渡する場合には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、譲渡をためらうということが想定される。本特例措置は、土地の買入れの実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、土地の買入れの促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税、所得税)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する土地等が、特定住宅地造成事業等以下のために買い取られる場合には、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を越える部分の金額と1,500万円のいずれか低い方を損金の額に算入できる等の特例措置である。 ○成田国際空港株式会社等の用に供されるために買い取られる場合 ○土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行うものによってその収用の対償に充てるために買い取られる場合 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(特騒法)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第9条第2項の規定により買い取られる場合
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施及び成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域(航空機騒音障害防止特別地区)における土地の買取りの促進。</p> <p>《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 15 件 平成 23 年度 : 9 件 平成 24 年度 : 18 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 29 百万円 平成 23 年度 : 17 百万円 平成 24 年度 : 35 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 42 件の土地の買入れを実施。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税收減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本特例措置の継続を希望する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当部局	北海道局 参事官室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 48 年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (苫小牧臨海工業地帯) ○第 2 期北海道総合開発計画(昭和 37 年 7 月 10 日閣議決定) 第 7 産業基盤の整備 2 港湾 (2)開発港湾の整備 開発港湾として苫小牧港等の整備を促進する。</p> <p>○第 7 期北海道総合開発計画(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) 第 1 節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現 3 東アジアと共に成長する産業群の形成 (1)地理的優位性を活かした産業立地の促進 苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠点の形成を促進する。</p> <p>(苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域) ○第 3 期北海道総合開発計画(昭和 45 年 7 月 10 日閣議決定) 第 7 産業の開発振興 5 工業 (1)大規模工業基地の建設 用地、用水に恵まれた苫小牧東部地区に、大規模港湾などの産業基盤を重点的に整備し、国際的な規模の鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属等の基幹工業と自動車工業などの導入をはかり、目標年次の生産額をおおむね1兆3,000億円と見込む。</p>

		<p>第8 社会開発基盤の強化</p> <p>3 港湾</p> <p>(2) 流通港湾の整備</p> <p>産業経済の発展にともなう港湾取扱貨物量の増大と物資流通合理化の要請に対処するため、地域の特性に立脚して、近代的ふ頭の建設など流通港湾の整備拡充をすすめる。また、札幌圏における物資流通の増大、消費財工業の発展、北方圏との経済交流の進展に即応して、石狩湾沿岸に、流通港湾の整備をはかる。</p> <p>○第7期北海道総合開発計画(平成20年7月4日閣議決定)</p> <p>第1節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現</p> <p>3 東アジアと共に成長する産業群の形成</p> <p>(1) 地理的優位性を活かした産業立地の促進</p> <p>苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠点の形成を促進する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省</p> <p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 40 北海道総合開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>『7必要性等①政策目的及びその根拠<政策目的の根拠>』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件はなかったことから、実績はない。</p>
	② 減収額	<p>減収額(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>-</p>
10	有識者の見解		<p>-</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>-</p>